

制定 令和 7 年 3 月 26 日 原規総発第 25032612 号 原子力規制委員会決定
修正 令和 7 年 4 月 8 日 原規総発第 2504085 号

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第 1912181 号（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定））第 14 条の規定に基づき、令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

原子力規制委員会

「令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画」の制定について

原子力規制委員会は、「令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画」を別紙のとおり定める。

令和7年度
原子力規制委員会年度業務計画

令和7年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和7年2月に策定した第3期中期目標（令和7年4月から令和12年3月まで）の達成を目指し、令和7年度において取り組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各業務計画については、その困難度や新規性に応じて以下の3つに区分される。年度末に各業務計画の実施状況进行评估する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性がある等、実施・企画の困難度がやや高いもの
- (Ⅲ) 新規性があり、挑戦的なもの等、実施・企画の困難度が高いもの

さらに、本計画の達成状況を評価するに当たり、計画に従って業務を実施する際に重視すべきプロセスや業務のアウトプットとして求められる事項を定量的・定性的な「評価の視点」として明確化し、別添1のとおり示す。

また、本計画に基づく業務の管理及び評価を、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価プロセスと一体で行い、統合的なマネジメントを実施する観点から、原子力規制委員会の令和7年度における政策体系を別添2のとおり定める。

<目次>

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	3
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	12
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	16
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	18
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	20
別添1 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画を評価するに当たっての視点（評価の視点）	25
別添2 原子力規制委員会の令和7年度政策体系	67

<凡例>

- I. : 項目（第3期中期目標において整理した項目）
- (1) : 第3期中期目標における成果目標
- ① : 第3期中期目標における施策目標

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓伝承を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等へのとおり業務を遂行する。

①事故対応の経験者による研修や様々な階層におけるコミュニケーション等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。

【業務計画】

- ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。(I)
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、職員が普段から留意しておくべき事項(原子力規制庁の職務倫理)をまとめ、それを研修等で使用し、事故の教訓や組織理念の浸透を図る。(II)
- ・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する。(I)

②組織理念等が職員一人ひとりの働き方や振る舞いに浸透・定着するよう、組織の各階層の主体性を引き出しつつ、学習機会やコミュニケーション機会の定期的な設定、理解のための資料等の継続的な拡充・見直しなど、原子力安全文化や核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を行う。

【業務計画】

- ・令和6年度までに実施した安全文化の育成・維持に係る取組を踏まえた今後の取組の方向性を具体化するため、令和7年度以降の行動計画を策定する。(III)
- ・組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。(II)
- ・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する【再掲】ほか、良好事例の共有などにより課室毎の主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。(I)
- ・核セキュリティ文化醸成に向けた研修を職員に対して着実に実施する。(I)
- ・核セキュリティ文化に対する職員の理解度向上のための学習機会の創出や資料の拡充を行う。(I)
- ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)

③組織を構成する各部署・各職員の取組や考え等について組織内部で柔軟にコミュニケーションができる環境を整備し、運用する。

【業務計画】

- ・組織の垣根を越えた職員間の交流が、継続的に機能するようにさらなる活性化を図る。(I)
- ・所属部署を問わず職員が自由闊達にコミュニケーションできる場を維持・改善し、より活用されるような取組を行う。(I)
- ・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向け

た支援を行う（Ⅱ）

- ④組織全体の原子力安全文化や核セキュリティ文化について、適切な評価手法をもって定期的に評価を実施する。

【業務計画】

- ・組織全体の原子力安全文化及び核セキュリティ文化について、客観的な評価も視野に入れた適切な評価手法の検討を行う。（Ⅲ）
- ・組織全体の原子力安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価する。（Ⅰ）

(2) 原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく組織の運営管理の下で、行政機関としての役割を法令等に基づき着実に実施するとともに、組織内部の知見等も活用しながら、業務をその存廃を含めて継続的に改善する。

- ①原子力規制委員会マネジメントシステムに対する組織全体の理解を深め、業務のプロセス管理や業務計画の策定・評価改善等の実効性を向上させながら、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価プロセスと一体で原子力規制委員会のマネジメントシステムを着実に運用する。

【業務計画】

- ・政策評価法に基づく政策評価プロセスと連携して原子力規制委員会全体の業務の評価・改善を実施するなど、マネジメントシステムを確実に運用する。（Ⅰ）
- ・政策評価法に基づく業務を着実に実施する。（Ⅰ）
- ・資料の作成や研修の実施など、職員個人がマネジメントシステムに対する理解を深めるための施策を実施する。（Ⅱ）

- ②マネジメントレビューにおける評価等を踏まえ、中期目標の進捗の評価、無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスを特定し効率化・廃止するための仕組みや職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを創設するなど、マネジメントシステムそのものを継続的に改善する。

【業務計画】

- ・非効率や無駄な業務等に係る職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを検討する。（Ⅰ）
- ・無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスの特定と効率化・廃止に各課等が主体的に取り組むための仕組みについて、令和8年度内の運用開始を目処に、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける在り方を検討する。（Ⅱ）
- ・令和5年度に取りまとめた見直しの方向性や、I R R Sに向けた対応等を踏まえ、令和8年度以降の原子力規制委員会マネジメント規程見直しに向けた検討を進める。（Ⅱ）
- ・第3期中期目標に対する進捗評価の在り方を検討する。（Ⅱ）

- ③公文書管理、情報公開、個人情報保護、会計手続、国立研究開発法人の業績評価や国家資格試験の実施等の法令等に基づいて実施すべき業務を着実に実施するとともに、規程やマニュアル類の見直しや情報システムの活用等の内部支援の拡充等により、業務プロセスの継続的な改善を進める。

【業務計画】

- ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、行政文書の適切な管理を実現する。（Ⅰ）
- ・近い将来の庁舎移転における文書管理上のトラブル回避のための計画を策定する。（Ⅱ）
- ・情報公開法に基づく開示請求について、開示期限内に適切に情報開示を実施するとともに

に、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(II)

- ・原子力規制委員会が保有する個人情報の適切な管理のため、注意喚起等を行うとともに、管理状況の確認を実施する。(I)
- ・会計法令に基づき会計業務を着実に遂行するとともに、規程類やマニュアルの整備・改正を行い社内への適切な情報提供を行う。(I)
- ・国立研究開発法人の中長期目標達成に向け、JAEA及びQSTの業務の実績に関する評価を着実に実施する。(I)
- ・原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務について、法令に基づき着実に実施する。(I)
- ・放射線取扱主任者試験の実施及び合格者発表に係る業務を適切に行う。(I)
- ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る体制を整備する。(I)
- ・原子力施設の安全情報等に関する申告(原子炉等規制法第66条に規定する申告及び公益通報者保護法に規定する公益通報)に対して法令等に則り迅速に対応し、施設の安全向上につなげる。(I)

④所管する法令類の適切な整備、法曹有資格者等による法令相談の活用等を通じて、適正に業務を遂行する。

【業務計画】

- ・所管法令等の適切な整備を行うため、その改正等に当たりの確かな法令審査を実施する。また、円滑な法令等の立案に資するよう、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(II)
- ・法曹有資格者等による法令相談における的確な助言等を行う。(II)

⑤訟務案件(訴訟事務や不服申立て事務)について、関係機関や関係部署と連携しつつ、適切に対応する。

【業務計画】

- ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに、訴訟や不服申立ての増加等の状況を踏まえ、必要に応じて、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(I)

(3) 科学的・技術的見地に基づき意思決定を行い、原子力規制委員会の独立性・中立性を堅持する。

①最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・組織理念における「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という活動原則の下、原子力規制委員会での議論を通じて、意思決定を行う。(I)

②被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」等の独立性・中立性を担保する規程類の順守を徹底する。

【業務計画】

- ・「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を遵守する。(I)
- ・「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」を遵守する。(I)

(4) 意思決定のプロセスを含めた原子力規制に係る情報の公開を徹底し、透明性を確保する。

- ①「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等の透明性を担保する規程類を遵守し、原子力規制委員会の意思決定プロセスや、被規制者や原子力利用を推進する行政組織との面談概要などの規制に関わる情報について、ホームページへの掲載等による適時・適切な公開を徹底する。その際、英語での情報発信の充実に取り組む。最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談の予約・実施状況及び面談録等の情報を公開する。(Ⅰ)
- ・原子力規制委員会の中でインターネット配信を要する会議や会合を全て公開する。(Ⅰ)
- ・情報セキュリティを確保しつつ、国民に必要な行政情報を高齢者・障害者等がわかりやすいように、ホームページ上で公開する。(Ⅰ)
- ・原子力規制や緊急時情報など様々な受け手が、それぞれ目的とする情報が受け取りやすいよう、掲載すべき情報の整理、一覧性・検索性の向上など利便性の向上を図る。(Ⅱ)
- ・ホームページにおける情報の整理や検索性の向上を図り、適切に運用する。(Ⅱ)
- ・英語で発信すべき事項、方法および既存資料の活用について検討する。(Ⅱ)

(5) 積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。

- ①科学的根拠に基づく原子力規制委員会の議論の内容や意思決定の経緯等の理解に資するよう、分かりやすく、受け手に伝わるコンテンツを作成する。

【業務計画】

- ・原子力規制委員会の議題について、内容の正確性を担保した上で、技術的・専門的な議論の内容が受け手に受け取りやすく、理解しやすいように、追加的・補完的コンテンツの作成に取り組む。(Ⅰ)
- ・作成したコンテンツの分類・整理(カテゴリ分け)、タグ(キーワード)付け、関係法令との関連付け等を進め、活用の利便性を向上させる。(Ⅱ)
- ・受け手が受け取りやすく理解しやすいと感じられる情報発信に務める。(Ⅱ)

- ②ホームページにおける情報の整理や検索性の向上、SNSの活用など、ツールの特徴を踏まえた情報発信手段の改善を行う。

【業務計画】

- ・原子力規制委員会の取組について、受け手に受け取りやすく理解しやすいコンテンツを作成し、公開する。(Ⅰ)
- ・公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた次期ホームページシステムの構築及び安定的な運用を行う。(Ⅱ)

- ③地方自治体からの要請等を踏まえた規制判断についての分かりやすい説明を引き続き実施するとともに、双方向性を意識した対話に係る仕組み作りをより一層進めるなど、原子力規制委員会として主体的なコミュニケーションに戦略的に取り組む。

【業務計画】

- ・地方自治体からの要請等を踏まえ、規制活動について、わかりやすい説明を実施するとともに、委員と地元関係者の意見交換を継続して実施する。(Ⅰ)
- ・原子力規制委員会としての主体的なコミュニケーションの取り組みについて企画・立案する。(Ⅲ)

- ・メディアとの意志疎通の充実と原子力規制委員会の業務内容への理解の深化につながる取組を行う。(Ⅱ)
- ・原子力規制委員長、委員、原子力規制庁職員¹の外部からの見える化につながるコミュニケーション手法を実践する。(Ⅱ)

(6) 外部からの指摘やステークホルダーの声などを真摯に受け止めるとともに、事業者や学協会等と積極的かつ適切に意見交換を行い、原子力規制委員会の組織運営や規制の継続的な改善に活用する。

- ①IRRS や IPPAS 等の国際的なレビューや国際アドバイザーとの意見交換等から得られた気付き等を踏まえ、規制制度や運用の改善に取り組む。

【業務計画】

- ・IRRS について関係機関と連携しつつ準備を進め、ミッションを受け入れ、指摘を踏まえた規制制度や運用の改善に資する対応を検討する。(Ⅱ)
- ・IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討・対応する。(Ⅱ)
- ・規制委員会の問題意識に応えるような課題について国際アドバイザーとの対話を行い、助言を得る。(Ⅰ)

- ②CEO や CNO との意見交換など事業者や産業界等との対話や意見交換を継続的に行い、安全性向上につながる共通理解の醸成を図る。

【業務計画】

- ・安全文化や安全性向上に関わる課題等の取組等について、CEO、CNO 等との意見交換を継続的に行う。(Ⅰ)
- ・CNO との意見交換等を通じ、事業者からの技術的な各種提案について、対応の必要性や優先順位等を議論し、対応を進める。(Ⅱ)
- ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書 (NRA Information Notice (NIN)) を発出する。(Ⅰ)

- ③学会等との意見交換や学協会活動への積極的な参加に努め、原子力規制委員会における研究活動への反映や規制の改善に役立つ情報の取得に努める。

【業務計画】

- ・安全研究への反映や規制の改善に向けて、学会活動等への参加を通じ、継続的な情報の収集や原子力規制庁内への共有を行う。(Ⅰ)

- ④外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題の調査研究に取り組む。最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・新たな知見、技術動向、社会経済環境の変化を敏感に捉えて原子力規制に関する課題を幅広く調査するとともに、継続的に対応できる仕組みの構築に取り組む。(Ⅲ)

(7) 新たな中長期の人事戦略を立案し、政策課題の解決と規制実務の運用ができる人材を継続的に確保し、組織目標を実現できる体制を維持する。

¹ 第3期中期目標と同様に原子力規制庁職員には原子力安全人材育成センター職員を含む。以下同じ。

①原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特性や各部署の状況等を踏まえた新たな人事戦略を作成する。

【業務計画】

- ・中長期的な視点から組織構成及び人員配置等の資源配分の状況を踏まえた、機構・定員要求を実施する。(Ⅰ)
- ・技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、各部署における専門人材の確保・育成状況等を踏まえ、新規採用や中途採用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。(Ⅱ)
- ・多様化する研究業務及び規制支援業務を適切に管理するため、組織的かつ効率的な研究体制のあり方について検討する。(Ⅱ)

②原子力規制を志す者を増やすため、原子力規制に関連する分野の学生を対象にした人材育成の取組を行う。

【業務計画】

- ・原子力規制人材育成事業について、事業の周知（営業）や令和7年度の新規採択や、新たなニーズの掘り起こしなど事業継続に必要な取組を着実に行いつつ、外部資金獲得や継続事業の評価のあり方などの課題を解決する。また、事業の実績を適切に把握する。(Ⅱ)

③中長期的な人事戦略を踏まえ、新卒者及び経験者を計画的に採用する。

【業務計画】

- ・上記の中長期的な戦略を踏まえ、応募者の増加につながる各種取組を行ったうえで、新卒者・経験者を適切に選考し、確保する。(Ⅰ)
- ・中長期的な視点からどのような研究分野の研究職員が必要かなど人事戦略の検討を行う。(Ⅱ)
- ・新卒者及び経験者の採用に向けて、安全研究に対する理解を深める活動を行う。(Ⅰ)

④各職員が国際機関への派遣や出向等に視野を広げることも含めて、その能力が中長期的に最大限発揮されるキャリアパスを意識しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。

【業務計画】

- ・キャリアコンサルティング体制を効果的に運用することにより、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員の最適なキャリアパスについて、職員と人事当局が共通認識を持つ。(Ⅰ)
- ・職員のキャリアパス、職員間の業務の平準化に配慮しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。(Ⅰ)

⑤原子力技術、放射線や業務分野ごとの専門知識、行政実務能力や国際性の向上に必要な資格制度や研修の運用・改善、学習環境の整備により職員を育成し、その力量を管理するほか、業務遂行に必要な知識の管理を継続的に実施し、技術伝承を促進する。

【業務計画】

- ・任用資格に係る研修等を着実に実施するとともに、制度運用の見直し、研修内容等の改善及び学習環境の整備を進める。(Ⅱ)
- ・力量管理及び知識管理を継続的に実施する。(Ⅰ)
- ・昨年度に引き続き、部下の業務管理等についての管理職の力量向上を図るための効果的な研修やグループワークを企画し、提供する。(Ⅰ)

- ・キャリアパスのイメージに沿った研究職員の人材育成を図る。(I)
- ・新たな技術の開発動向も踏まえ、柔軟に対応できる研究職員の育成や能力向上に向け、幅広い知識を獲得するための活動を行う。(II)
- ・原子力安全人材育成センターと連携して、教育訓練、研修等を通じて、検査官の資格認定を的確に実施し、原子力規制検査を行うために必要な体制を維持する。(I)
- ・引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)

⑥職員が原子力規制庁職員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念することを継続的に確保するため、職員の指導・監督を厳正に行う。

【業務計画】

- ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守ることにつながるような研修や幹部メッセージの発出等を行う。(I)
- ・個別対応が必要となる職員に対しては厳正に指導・監督を行う。(I)
- ・研究職等に対して、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

(8) 多様な経験や属性等を有する職員一人ひとりが、業務の特性等に応じて効率的に業務を遂行できる、置かれた状況に応じた柔軟な働き方を選択できるなど、それぞれのパフォーマンスを遺憾なく発揮できるような職場環境を充実・整備する。

①子育てや介護など職員それぞれの人生のステージなどに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を推進すると同時に、これらを利用しながら効果的かつ効率的に業務が行えるようにする。

【業務計画】

- ・テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を促進するために研修や能動的な周知や問合せへの丁寧な対応を行うとともに、これらの利用が適切になされていることを確認する。(I)
- ・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。(II)
- ・各課等において、柔軟な働き方に対応するための業務改善が、業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援等を行う。(II)
- ・国会業務のうち、組織内で完結する業務について、テレワークでも成立するフロー及び体制を実現する。(II)
- ・超過勤務が多い職員に注意を向け、個人の業務の進め方や、業務分担も含め体制の改善を促すことにより、超過勤務の常態化を防ぐとともに、繁忙期終了後の休暇取得などのフォローアップを確実にを行う。(I)

②多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出のため、職員の相談対応、ハラスメントの防止、相互理解の醸成等に取り組む。

【業務計画】

- ・ハラスメントの防止に向け、各制度、組織としての方針及び相談窓口等について、研修や積極的かつ能動的な周知を行うとともに、個々の事案について厳正に対応する。(I)
- ・職員の能力が最大限に発揮されるよう、健康についての理解促進及び改善への意識付けを目的とした健康に関するメッセージを定期的に発信する等の取組を行う。(I)

- ・障害者法定雇用率を達成する。(I)
- ・協働推進チームが、庁内の各課室がリソースの問題などから手をつけられていない課題を解決する。(I)
- ・職員が抱える悩みを早期に把握し、対応策を講じたり、職員の孤立を解消できるよう、子育て中の女性などの特定のグループを対象とした人事当局によるヒアリングを行う。(I)
- ・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援等を行う。(II)【再掲】

③職員の働きやすさを追求し、フリーアドレスやグループアドレスの導入、業務の性質に応じた業務スペースの拡充と必要な什器の整備等を行うほか、庁舎移転に際してもそれが維持・向上できるような庁舎環境の構築に努める。最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・庁舎管理を適切に行うとともに、フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行う。(II)

(9) 膨大な情報の検索性の向上、会合の議事概要作成等の定型業務処理の自動化などにより、勤務場所を問わず、また効率的に業務遂行できる環境を整備する。

①業務で利用するシステムの共通化及び多様な働き方に応じた機器整備を通じて、現状のみならず将来的な業務効率化を想定した、情報システムの管理を実施する。

【業務計画】

- ・次期(第4次)原子力規制委員会ネットワークシステム(行政LAN)について、デジタル庁及び庁内関係部署と連携し、令和8年度にデジタル庁が整備するガバメントソリューションサービス(GSS)への移行するための準備を実施する。(III)
- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を踏まえ、原子力規制委員会所管の情報システムについて一元的なプロジェクト監理を実施することで、原子力規制委員会のITガバナンスの強化を図る。(I)

②システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を継続的に検討し、遺漏なく適用する。

【業務計画】

- ・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程を適切に維持・運用する。(I)
- ・関係機関の監査を適切に受査する。(I)
- ・情報システムのサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、要すれば改善を促し、確実な対策の実施を推進する。(I)

③情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子化や電子申請手続の推進等による行政文書の電子管理を進める。

【業務計画】

- ・令和8年度からの行政文書の電子化の本格実施に向け、必要な調査を行い、計画の策定等をする。(III)
- ・申請等の手続については、オンライン申請の普及拡大を進め、処分の通知等の手続についてもオンラインで実施が可能となるよう、制度面及びシステム面で整備をする。(III)

- ④業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づく RPA 及び AI の利活用を進めるほか、勤務場所を問わずに業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進する。

【業務計画】

- ・令和 7 年春頃整備される予定の政府の AI 調達・利活用ガイドラインに基づいて、業務効率化に向けたルールについて、令和 7 年度上半期中までに作成する。(I)
- ・勤務場所を問わず業務遂行できる業務携帯の調達手続きを進める。(I)
- ・コミュニケーションツールの使い方や運用の整理について、多様な働き方への順応及び業務の連絡内容の性質に応じた効率的な業務遂行の実現の観点で検討を深め、庁内への定着を進める。(II)
- ・内部の業務について、RPA や AI 等の IT 技術により効率化を図ることができるものは、積極的に効率化を推進する。(II)

(10) 組織目標を実現できるよう、戦略的な予算要求及び適正な予算執行を行う。

- ①原子力規制委員会の施策を効果的に実施できるよう最適な資源配分を踏まえた予算要求を行う。

【業務計画】

- ・概算要求基準の枠内で、原子力規制委員会の重点施策を実施するために最も効果的な予算配分となる要求を行う。(I)

- ②会計法令及び関係規程類にのっとり、予算の効果的かつ効率的な執行を行う。最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・定期的に予算の執行状況を把握し、予算が効果的かつ効率的に執行できるよう適切に管理する。(I)

(11) 国際機関の活動への積極的な参画や多国間・二国間協力の推進により、日本の知見や経験を他国と共有することで、国際的な原子力安全の向上等に寄与する。

- ①国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献するとともに、我が国の取組についての積極的な情報発信、職員の派遣等を行うなど、国際機関や条約の枠組みにおける議論や活動へ参画する。

【業務計画】

- ・国際機関における議論への参画や国際的な活動への職員派遣を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(I)
- ・国際機関への適切かつ的確な拠出を通じてその活動を支え、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(I)
- ・原子力安全条約の第 10 回検討会合に向けたプロセスや核物質防護条約に関する会合への参加等を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護の向上に貢献する。(I)
- ・国際的な動向等の情報の有効活用及び国際業務を円滑かつ確実に実施するための業務基盤を充実させる。(II)

- ②国際的な関係の構築・維持や円滑な情報共有のため、多国間・二国間における協力に取り組む。最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。

【業務計画】

- ・多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。(I)

II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく規制を厳正かつ適切に実施することで、安全上重大な事象を発生させない。

- ①原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づき、現場の実態を踏まえつつ、法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。

【業務計画】

- ・申請に対し、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ着実に審査を実施する。(I)
- ・廃止措置や廃棄物の処理が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)
- ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について必要な監視等を行う。(I)
- ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る実運用での経験を積み重ねる。(I)
- ・放射性同位元素等規制法に基づき、管理表等を用いて申請・届出の審査状況を適切に管理し、審査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査を厳正かつ適切に行う。(I)

- ②施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

【業務計画】

- ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ原因究明、再発防止対策等の確認の対応を厳正かつ適切に対応する。(I)

- ③いわゆる湧き出しへの対応など、管理下でない放射性物質の安全確保に適切に取り組む。

【業務計画】

- ・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、対応する。(I)
- ・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い核燃料物質について、適正な管理下に置けるよう調整を進める。(II)

(2) 審査・検査の実績や安全研究の成果、収集した国内外の最新知見等を精査し、規制に反映することで、規制の継続的な改善を進める。

- ①技術情報検討会の開催等により国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集し、安全上の重要度に応じた適切なバックフィットの適用等を含め、規制の改善等を円滑かつ適時的確に行う。

【業務計画】

- ・国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、技術情報検討会を通じて、規制対応の要否について検討する。(I)
- ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、安全上の重要度に応じたバックフィットを適用する。(I)
- ・放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(I)

②規制の運用から得られた経験・課題や国内外における規制制度等の調査・分析を踏まえ、規制基準等の明確化や既存の検査制度の改善など、規制の改善を図る。

【業務計画】

- ・民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(I)
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(I)
- ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(II)
- ・自然ハザード関係の審査ガイドについて、新規規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた改善に向けた準備を実施する。(III)
- ・火山活動の状態変化の検知に係る対象火山のモニタリングについて、平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等に係る体制整備に向けた検討を進める。(III)
- ・原子力規制検査について、制度施行後の5年間を総括するとともに、課題と改善策の方向性を整理し、順次改善を進める。(II)
- ・放射性同位元素等規制法の継続的な改善に向け、国内外の動向を把握する。(I)
- ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査制度等との役割分担や核燃料施設等に対するグレーデッドアプローチ、運用解釈の記載統一など、必要な改善を図る。(III)

③審査・検査におけるリスク情報の活用手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。

【業務計画】

- ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III)

④原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催し、調査審議事項の助言を得る。

【業務計画】

- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)

(3) リスク情報の活用等により、安全上の重要度に応じた効果的かつ効率的な規制活動が実施できるよう、制度・運用の改善を進める。

①リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進める。

【業務計画】

- ・IRRS ミッションを踏まえ、リスク情報や審査実績を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度を検討する。(III)
- ・実運用での経験を踏まえ、検査に係る制度の改善を継続的に行う。(II)
- ・施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用

し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行う。(II)

- ②安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけの検討を含め、安全上の重要性を適切に考慮した規制に向けた継続的改善や、検査等を踏まえた事業者の自主的改善能力に応じた対応を検討する。

【業務計画】

- ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)
- ・原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けている点があるという認識の下、CNOと規制当局等の意見交換等を通じて、「欠け」について相互に議論を行う。(II)
- ・安全性向上評価制度の見直しについて、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の助言を踏まえ、運用改善に必要な規定類の改定を進める。(II)
- ・安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけを検討する。(III)
- ・使用施設等を対象とした意見交換会を必要に応じて行うとともに、事例集を作成することで、規制要求に対する理解の促進に継続的に取り組む。(I)

- ③廃止措置等施設の状況に応じたグレーデッドアプローチを適用した審査・検査を検討する。

【業務計画】

- ・施設の廃止措置の進捗状況に応じたグレーデッドアプローチの適用を整理し、廃止措置中の施設に対する審査基準等の見直しを検討する。(III)

- ④リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた研修などに取り組む。

【業務計画】

- ・リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた取組を進める。(II)
- ・検査官の理解増進のため、リスク情報活用に関する教育訓練、研修等を着実に実施する。(I)

(4) 建替原子炉や地層処分等の新たな規制ニーズに対応できるよう、事業者の取組状況や国内外の最新知見を踏まえ、必要な規制の検討、整備を進める。

- ①建替原子炉等の新たな規制ニーズに対応するため、事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。

【業務計画】

- ・建替原子炉について、事業者等との意見交換を行い、規制上の取扱いに係る議論に供するよう規制上の論点等を整理する。(III)
- ・福井県クリアランス集中処理事業に関して、クリアランス審査基準の改正に必要な作業を進める。(II)

- ②地層処分に係る規制に関して、閣議決定（特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針）等を踏まえ、安全研究の推進など必要な対応を進める。

【業務計画】

- ・令和6年12月25日に了承した安全研究計画に基づき、地層処分の安全確保に向けた研究を開始する。(II)

- ③60年超の運転を前提とした長期施設管理計画の申請に備え、国内外の最新知見を収集

し、必要に応じ規制基準等の見直しを検討する。

【業務計画】

- ・運転開始から 60 年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集する。(II)

- ④AI、AMT 等の新たな技術の開発動向について、国内外の調査を行い、規制への取り入れについてその要否も含め必要な検討を進める。

【業務計画】

- ・今後の規制活動に資するよう、新たな技術の開発動向の変化を敏感に捉えて、継続的に対応できる仕組みの構築も含め、国内外の情報収集を行っていく。(III)

- ⑤核融合や医療分野の放射性同位元素に係る研究開発など、放射線障害の防止に係る規制に関連し得る動きについて、関係省庁の利用等に向けた検討状況等を踏まえ、必要に応じて今後の規制における対応を検討する。

【業務計画】

- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、放射性同位元素の規制の在り方について検討する。(II)

(5) 外部の技術支援機関 (TSO) や大学等による支援の強化やこれらの機関を始めとした外部組織との連携を含めた研究環境の整備・研究体制の強化により、技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究等を推進し、規制課題を解決するために必要な知見の創出や提供を行う。

- ①「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(規制上の課題)を踏まえた安全研究を着実に行う。また、国際共同研究を積極的に活用する。

【業務計画】

- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和7年度以降の安全研究に向けて)を踏まえた安全研究を着実に行うとともに、それらの成果を取りまとめる。(I)
- ・国際共同研究へ参加し、原子力施設等の安全性に関するデータや知見を効率的に取得するとともに、国際動向に係る情報収集を行う。(I)
- ・研究テーマの適切性、成果の信頼性などを向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)

- ②新たな技術の開発動向等を注視しつつ、将来の安全研究につながる調査・研究を実施する。

【業務計画】

- ・適時適切な規制活動への反映を目指し、国内外の情報収集活動により得た、新たな技術の開発動向(次世代炉、AI、最新の安全技術等)や原子力規制に対する国内外の最新知見を収集するとともに中長期的な安全研究の課題を検討する。(III)

- ③安全研究や審査支援を通じて得られた規制の改善に資する知見等を取りまとめた上で関係部署に提案する。

【業務計画】

- ・安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等を活用し、技術支援を行い、さらに規制との関連を整理・分析した知見等を必要に応じて、関係部署に提案する。(I)

- ④外部 TSO である JAEA ・QST や大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。

【業務計画】

- ・将来的な規制課題に対応できるよう、補助金事業や共同研究を通じて、大学や JAEA 等における人材面及び設備面など等での技術基盤の強化を図る。(Ⅱ)
- ・JAEA と人材交流を行うとともに安全研究計画策定や成果の共有及び規制への活用に関して定期的な意見交換を進める。(Ⅱ)
- ・外部 TSO との定期的な意見交換の場を設定し、原子力災害対応の取組等に関する着実な相互の意思疎通及び連携強化を図る。(Ⅰ)

- ⑤研究に係る事業者との意見交換を実施し、原子力安全に関する共通の研究課題に協働で取り組む。

【業務計画】

- ・事業者との安全研究及び研究開発に関する技術的な意見交換を継続的に実施し、共通の研究課題・活動について検討する。(Ⅲ)

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 国内外の技術と知見を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制制度とその運用を改善し、関係機関との連携を強化することで、セキュリティの観点から国内で重大な事象を発生させない。

- ①核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る審査や検査を、現場の実態を踏まえつつ厳正かつ適切に実施する。

【業務計画】

- ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(Ⅰ)
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、重点項目に基づく検査を実施する。(Ⅰ)
- ・原子力規制事務所と本庁 PP 部門の連携を緊密に行う。(Ⅰ)
- ・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る立入検査を厳正かつ適切に行う。(Ⅰ)

- ②国際原子力機関 (IAEA) の国際基準、IPPAS ミッションの勧告・助言、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制をより実効的なものに改善する。

【業務計画】

- ・核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(Ⅱ)
- ・原子力施設の情報システムセキュリティ対策の強化に資するため、現行の審査基準を適用して行われる審査・検査を通じて得られた知見を収集し、今後の課題について検討する。(Ⅱ)
- ・IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討を進める。(Ⅱ) **【再掲】**
- ・特定放射性同位元素の防護に係る規制の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(Ⅱ)

③核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る本庁及び原子力規制事務所の人員の充実・強化、業務支援システムの整備に継続的に取り組む。

【業務計画】

- ・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させるほか、業務支援システムの継続的な改善に取り組む。(Ⅱ)
- ・特定放射性同位元素の防護に係る人員の体制強化を実施する。(Ⅱ)

④近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威を関係省庁と連携して検討し、その結果を核物質防護に係る規制に反映させる。

【業務計画】

- ・近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威のうち優先度の高いものについて、関係省庁との検討を進める。(Ⅱ)

⑤核物質防護に関わる省庁との連携を強化しながら、様々な脅威・シナリオを想定した訓練を実施し、事案対処能力の向上を図る。

【業務計画】

- ・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(Ⅱ)
- ・核物質防護訓練について、治安機関等と連携を強化し、事案対処能力の向上を図る。(Ⅱ)

(2) 保障措置活動の大幅な増大に対応するため、国内の保障措置体制を強化し、国内の核物質が核兵器等へ転用されていないことを国内外へ示すことで原子力の平和利用に貢献する。

①保障措置拡大結論を毎年継続的に維持し、国内の核物質が核兵器へ転用されていないことを確保するため、日々の保障措置検査等の検認活動や、IAEA との協議等に確実に対応する。

【業務計画】

- ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行し、IAEA との協議等に確実に対応する。(Ⅰ)
- ・今後保障措置活動の増大が見込まれる、六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工等の動向をフォローしながら、IAEA との技術的協議等に適切に対応する。(Ⅲ)

②日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工が予定され保障措置活動や IAEA との技術的協議の大幅な増加が見込まれていることも踏まえ、こうした保障措置活動に確実に対応するために体制を拡充する。

【業務計画】

- ・今後の保障措置活動の増大に対応するため、国内の保障措置体制強化を検討する。(Ⅲ)

③国内における保障措置の着実な実施のため、指定機関が行う検査、分析及び情報処理等の業務運営に係る適切な指導・監督を行い連携を強化するとともに、指定機関制度のあり方を含め、我が国の保障措置活動の体制の強化について検討する。

【業務計画】

- ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、指定機関との連携を強化する。(Ⅰ)
- ・今後の保障措置活動の増大に対応するため、指定機関制度のあり方を含め、国内の保障

措置体制強化を検討する。(Ⅲ)

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置 (3S) のインターフェイスにおける取組を適切に実施するとともに、継続的に改善することで、3S 間の相互影響等に適切に対応する。

①原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整に係るルールを着実に運用するとともに継続的に改善する。

【業務計画】

- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイス調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(Ⅰ)
- ・原子力規制事務所の検査官及び核物質防護対策官による日常検査等や査察官による保障措置検査等を通じ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置間の相互影響を検出し、本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に関係する部署並びに原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(Ⅰ)
- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互連携に必要な知識や観点を、実務担当者へ浸透させる。(Ⅰ)

②セキュリティバイデザインやNMAC の観点から、核セキュリティと原子力安全及び保障措置との更なる連携のあり方について検討を進める。

【業務計画】

- ・核セキュリティと原子力安全の更なる連携のあり方の検討に資するために、設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)に関する事業者との議論を進める。(Ⅱ)
- ・核セキュリティと保障措置の更なる連携のあり方の検討の一環として、核セキュリティのための核物質の計量及び管理(NMAC)について、導入可能性の検討を進める。(Ⅱ)

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制を厳正かつ適切に実施することにより、安全及びセキュリティの観点から重大な事象を発生させない。また、規制手法の継続的な改善に取り組むとともに、同発電所のリスクの所在を把握した上で、東京電力が安全を確保しつつ着実に廃炉を進めるよう指導する。

①東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。

【業務計画】

- ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。(Ⅰ)
- ・改正した実施要領に基づき、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。また、トラブルが発生した場合は適切かつ迅速に対応する。(Ⅰ)

②審査・検査の運用実績を踏まえ、施設状況の変化やリスクに応じたグレーデッドアプローチの考え方をより一層反映して審査・検査の制度を改善していく。

【業務計画】

- ・1F 実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について検討を進める。(Ⅱ)
- ・令和7年度から実施する原子力規制検査の手法の導入については、効果的に東京電力の

取組を監視できるよう制度を運用する。(Ⅱ)

- ③特定原子力施設監視・評価検討会等により、廃炉作業の進捗及びリスク低減状況を監視するとともに、中期的リスクの低減目標マップに記載の目標達成状況を定期的にフォローし、リスクの高止まりが懸念される場合など必要に応じて東京電力に対し指導を行う。

【業務計画】

- ・中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行う。(Ⅰ)
- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、中長期的な観点で東京電力の取組を監視するとともに、必要な助言・指導等を行う。(Ⅱ)
- ・燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保策のあり方について、NDF及び東京電力と1F技術会合の場で議論を進める。(Ⅲ)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析を進め、得られた知見を国内外に発信するとともに、必要に応じて規制に反映する。

- ①国内外の外部専門家を活用した東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を継続し、必要に応じて得られた知見を規制に反映する。

【業務計画】

- ・令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会、専門家や外部機関との協力等により事故分析を進め、1号炉ICに関する分析や1号炉シールドプラグの変位等の事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。また、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図る。(Ⅱ)
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制対応の要否について検討する。(Ⅰ)

- ②国際会議への参加等を通じて、事故調査・分析で得られた知見を国内のみならず海外へ発信する。

【業務計画】

- ・事故調査・分析の検討内容について、日本原子力学会やFACE²会合等へ参加し、積極的に国内外に発信する。(Ⅰ)

(3) 福島県を中心とするモニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく情報発信する。

- ①福島県を中心とする陸域及び海域において、これまでの放射線モニタリング結果を踏まえた最適なモニタリング体制を構築するとともに、モニタリングデータの科学的評価も含め、総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを着実に実施する。

【業務計画】

- ・「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境一般のモニタリングや、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域等のモニタリングを実施する。また、その結果を取りまとめ、科学的な評価を実施する。(Ⅰ)
- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金や福島再生加速化交付金を通じて福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援する。また、これらの交付金につ

² Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident Information Collection and Evaluation

いて、福島県等と調整を行い、効果的かつ効率的に事業を実施させる。(I)

②IAEA 及び関係省庁と連携し、福島県を中心とするモニタリングに関する状況を国内外に的確に発信する。

【業務計画】

- ・「総合モニタリング計画」に基づき実施したモニタリングの結果を分かりやすく遅滞なく公表する。(I)
- ・海域のモニタリングについて、IAEA の枠組みの下で実施される分析機関間比較や追加的モニタリングに、関係省庁と連携して対応する。(I)
- ・IAEA レビューミッションで指摘されたモニタリングデータの一元化や IAEA の海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を行えるようシステムの改修を進める。(II)

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 国際放射線防護委員会 (ICRP) 等からの最新の知見の取り入れについて、放射線審議会における審議を着実に進め、必要に応じてその内容が関係法令等に反映されるようにする。

①放射線障害防止に関する技術基準の斉一化を図るため、放射線審議会を着実に運営するとともに、放射線審議会において、自然起源放射性物質 (NORM) に対する放射線防護の考え方、内部・外部被ばくに関する実効線量係数等の見直しを行うなど、ICRP2007 年勧告・IAEA の文書等の国内外の新たな知見等を踏まえた報告書、技術指針等の策定・更新を進める。

【業務計画】

- ・放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、ICRP2007 年勧告・IAEA の文書の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・自然起源放射性物質 (NORM) に対する放射線防護の考え方、外部・内部被ばくに関する実効線量係数等の見直し、航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理に関して、一定の成果を取りまとめる。(II)

(2) 原子力規制委員会の危機管理体制について即応性を維持するとともに、緊急時対応能力の継続的維持・向上を図り、原子力施設等において事故・トラブルが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。また、原子力事業者の危機管理体制の強化を促すとともに、原子力災害医療体制の充実・強化を図る。

①原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦に係るモニタリングにおける異常値の検出等が発生した場合には、迅速かつ的確な初動対応を確実に実施する。

【業務計画】

- ・原子力施設等における事故トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦における原子力災害の対応等が発生した場合に、原子力施設等の状況把握、関係機関への情報提供等の初動対応を迅速かつ的確に行う。(I)
- ・緊急時等の情報発信について、発信対象者を適切に把握し、迅速に正確な情報発信を行う。(I)
- ・米国原子力艦寄港時に異常値が検出された場合には原因調査等の初動対応を実施する。(I)

②地震等との複合災害、シビアアクシデント、複数施設同時発災、輸送時の事故など多様

な原子力災害を想定した各種教育・訓練を通じ、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図る。

【業務計画】

- ・各種教育・訓練を通じて緊急時対応要員の能力の維持向上を図る。(I)

- ③訓練や実働経験を踏まえた対応手順、要領等の継続的改善を図り、その結果を関連するマニュアル等に反映させる。

【業務計画】

- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、実働での対応等を踏まえ、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行う。(I)

- ④放射性同位元素等に係る事故に対応する関係省庁との連携や関連する人材等の確保等に係る取組を行う。

【業務計画】

- ・放射性同位元素等に係る事故について関係省庁への情報提供等を行い、事故時の対応に係る人材等の確保等に係る研修等を実施する。(I)

- ⑤緊急時対応で活用する情報システムの維持管理を行い、緊急時対応等の活動の際に、迅速かつ的確に情報収集・共有できる環境を提供する。

【業務計画】

- ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理する。(I)
- ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年中のシステム完全切替えに向け、更改を確実に実施し、安定的な運用を実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、軽水炉1基の設備更新等に係る改修を実施する。(I)
- ・次期原子力防災システム(NISS)については、緊急時対応における情報収集・共有の課題解決について検討を行い、令和8年度の構築準備を行う。(III)

- ⑥原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応するため、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員、原子力災害医療派遣チーム、線量評価等を行う専門人材等の確保を行う。

【業務計画】

- ・甲状腺被ばく線量モニタリング測定要員を確保するため、要員の養成に必要な研修の簡素化・効率化を進める。(II)
- ・原子力災害医療派遣チームについて、線量の指標に係る考え方の整理等を行うとともに、DMAT等他の医療チームが安心して活動できる環境整備を行う。(II)
- ・線量評価等を行う専門人材等について、高度被ばく医療支援センター間の連携を促すと共に、研修や訓練を通じた人材育成を進める。(II)

- ⑦原子力事業者の防災体制の構築や緊急事態対応能力向上を目的とした訓練の実施のために原子力事業者へ適切な助言・指導等を行う。

【業務計画】

- ・原子力事業者防災訓練の助言・指導に用いている訓練評価指標及び「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」について、前年度の実績を踏まえ改定する。(I)

- ・原子力事業者の緊急時対応要員の緊急時対応能力の向上の観点から、多様なシナリオによる訓練の実施等、事業者防災訓練のシナリオの更なる高度化を図る。(I)

(3) 原子力災害対策指針の継続的な見直しに取り組む。

- ①防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、緊急時モニタリングや防護措置全般について事故時に十分機能させるための課題を洗い出し、指針に定められた防護措置の運用等の具体化を図るなど、原子力災害対策指針や関連文書を継続的に改善する。

【業務計画】

- ・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の運用に関する社会の理解がより深まるよう、関連文書の充実化等の取組みを進める。(II)
- ・原子力災害対策指針の防護戦略の課題の洗い出しを行い、その課題の解決方針を策定する。(II)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・原子力災害対策指針補足参考資料等について、防護措置を機能させるための課題を検討し改善を行う。(II)

- ②緊急時において適切なタイミングで防護措置が実施されるように、緊急時活動レベルについて施設の特性を踏まえて見直しを検討する。また、施設のリスクを適切に踏まえた冷却告示の運用となるよう、その見直しを検討する。

【業務計画】

- ・実用発電用原子炉及び日本原燃再処理施設に係る緊急時活動レベル (EAL) について、課題整理に基づき改定の方角性及びスケジュールを検討し、個別課題毎に具体的な細部検討に着手する。(III)
- ・冷却告示について、対象となり得る施設のリスクを確認し、適切な判断を行い告示に指定する。(II)

- ③原子力災害時における住民の被ばく線量の推定について、東京電力福島第一原子力発電所事故での経験を踏まえ、推定の方法や必要な情報等の整理、実用的な推定手段の検討を進める。

【業務計画】

- ・包括的な線量評価に用いるべきデータについて、その入手可能性、誤差や不確実性などの整理を行い、今後の体制整備に必要な概念整理を行う。(II)

(4) より強靱で機動的なモニタリング体制を構築し、原子力施設周辺を始めとする全国の放射線に関する状況を国民に分かりやすく情報提供する。

- ①関係道府県と連携し、平時及び緊急時における原子力施設周辺の放射線モニタリング体制の整備を行うとともに、分かりやすい測定結果の情報発信を実現する。

【業務計画】

- ・原子力発電施設等の周辺における放射線モニタリングについて、放射線監視等交付金を通じて、立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制を整備する。(I)
- ・原子力規制事務所において、関係機関と緊急時モニタリングについての調整等を行うとともに、配備しているモニタリング資機材 (モニタリングカーを含む。) の点検、更新等を実施する。(I)
- ・原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査を実施する。

(I)

- ・放射線モニタリング情報共有・公表システム (RAMIS) を確実に運用し、わかりやすい測定結果の情報発信を行う。(I)
- ・令和8年度からの運用開始に向け、クラウド化も含めた次期 RAMIS の構築を進める。

(II)

- ・放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP) の整備を令和7年度末までに行う。(II)

②先進的モニタリングシステム構想を推進することで、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築する。

【業務計画】

- ・先進的モニタリングシステム構想の推進に向け、航空機モニタリングの運用技術の高度化や、新たなモニタリング技術の開発等を進める。(III)
- ・新しい技術の活用を常に模索し、構想の内容を充実させていく。(III)

③環境放射線モニタリングプラットフォーム(仮称)に関係道府県が維持管理している環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化を進め、放射線に関する状況の情報提供の環境を維持する。

【業務計画】

- ・令和8年度に関係道府県とのクラウド利用による接続を開始できるよう、令和7年度末までに次期放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)の機能を含んだ放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)の構築を進める。(II)
- ・RAMPについて、令和8年度移行候補自治体の環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化の検討を進める。(III)

④放射線測定・分析に関する規程等の整備や緊急時モニタリングに係る訓練・研修による人材育成を通じて、平時及び緊急時におけるモニタリング体制を強化する。

【業務計画】

- ・放射能測定法シリーズの改訂等を進める。(I)
- ・都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修や、緊急時モニタリングの実効性向上のための各種研修・訓練等を実施する。(I)
- ・原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)において、これまでの業務を見直し業務の適正化を図る。(II)

⑤国外で発生する原子力事象への対応を念頭に、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の水準に係るモニタリングを実施し、平時及び事象発生時に的確な情報発信を行う。

【業務計画】

- ・全国の環境中の放射能の水準を把握するため、環境放射能水準調査を着実に実施し、公表する。(I)
- ・国外における原子力事象発生時に我が国として必要な国内への影響評価のための放射線モニタリングを行えるよう、関係省庁における科学的にみて合理的なモニタリング体制の整備・維持を進める。(II)
- ・国外における原子力事象発生時に、環境放射能水準調査の枠組みを活用・強化したモニタリングを行うとともに、関係省庁と連携し、適切なタイミングでわかりやすい情報発信を行う。(I)

⑥原子力艦寄港地において、モニタリング体制整備を進めるとともに、平時（原子力艦寄港時を含む。）及び緊急時においてモニタリングを実施し、測定結果に関する情報発信を行う。

【業務計画】

- ・ 米国原子力艦寄港地において、放射線モニタリングに必要な測定体制を維持し、放射線モニタリングを確実に実施し、遅滞なく公表する。（I）

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画を評価するに当たっての視点（評価の視点）

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承等を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等にとり業務を遂行する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>①事故対応の経験者による研修や様々な階層におけるコミュニケーション等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。</p>	<p>・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。 (I)</p>	<p>・新規採用職員を対象に、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した組織としてその経験と教訓を伝えるための研修を実施したか。 ・新規及び中途採用職員向け研修において、幹部又は事故経験者の講話を組み込み、東京電力福島第一原子力発電所事故当時の対応から得た教訓や知識だけでなく、危機意識も共有する研修として実施したか。 ・上記研修を基礎として、組織全体を対象とした組織理念の浸透に資する研修等を企画・検討したか。</p>
	<p>・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、職員が普段から留意しておくべき事項（原子力規制庁の職務倫理）をまとめ、それを研修等で使用し、事故の教訓や組織理念の浸透を図る。 (II)</p>	<p>・原子力規制庁の職務倫理の作成・研修を通じて、職員に事故の教訓や組織理念を浸透させることができたか。</p>
	<p>・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する。(I)</p>	<p>・コミュニケーション施策等を実施する中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の学びや経験を共有する機会を設けることができたか。 ・原子力安全文化の育成・維持に係る取組に際して、東京電力福島第一原子力発電所事故とのつながりを意識できる取組を行ったか。</p>
<p>②組織理念等が職員一人ひとりの働き方や振る舞いに浸透・定着するよう、組織の各階層の主体性を引き出しつつ、学習機会やコミュニケーション</p>	<p>・令和6年度までに実施した安全文化の育成・維持に係る取組を踏まえた今後の取組の方向性を具体化するため、令和7年度以降の行動計画を策定する。(III)</p>	<p>・安全文化の育成・維持において目標とするものを明確化することができたか。 ・令和6年度までの取組の結果を踏まえ課題を整理することができたか。その際、組織全体・課等・職員個人など対象ごとの課題として整理できたか。</p>

<p>学習機会の定期的な設定、理解のための資料等の継続的な拡充・見直しなど、原子力安全文化や核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 整理した課題への対応策を、実行性を念頭に検討し、第3期中期目標期間中に効果の発現を見込める行動計画を策定することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに浸透する上でのネックとなっている課題を検討・整理することができたか。 組織理念等に対する職員の理解度を部署ごとに整理し、理解度が不足する要因を明確にした上で、理解度向上のために取り組むべき課題を検討できたか。 理解度向上のために、どのような情報を伝えることが必要であるかを検討することができたか。 理解度向上のための施策について、職員が関心を持ち、前向きな参加につながるような工夫をすることができたか。 上記取組を踏まえ、安全文化の理解度向上につながる学習機会の拡充や創出について検討することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する【再掲】ほか、良好事例の共有などにより課室毎の主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。 安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。 各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成に向けた研修を職員に対して着実に実施する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とした核セキュリティ文化醸成に係る研修を令和7年度上期までに計画的に実施したか。 核セキュリティ文化醸成に係る研修の中で、核セキュリティ文化の意義や必要性について気づきが得られるための工夫ができたか。 研修内容等を検討するに当たって、安全文化アンケート調査の結果を分析し活用できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化に対する職員の理解度向上のための学習機会の創出や資料の拡充を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化アンケート結果の分析結果等を活用し、核セキュリティ文化の職員理解を向上させるために必要となる施策や拡充すべき資料を検討することができたか。 原子力安全文化の育成・維持のための施策と連携して実施することができたか。

	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で定期的に実施したか。
<p>③組織を構成する各部署・各職員の取組や考え等について組織内部で柔軟にコミュニケーションができる環境を整備し、運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織の垣根を越えた職員間の交流が、継続的に機能するようにさらなる活性化を図る。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員間の様々な交流の活動状況を踏まえ、それらの活動の活性化を図るための企画をしたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 所属部署を問わず職員が自由闊達にコミュニケーションできる場を維持・改善し、より活用されるような取組を行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの場において、職員間で自由闊達なコミュニケーションが図られているかを確認し、必要な工夫・改善をすることができたか。 コミュニケーションができる場の存在や活用方法を組織内に周知するなど、より多くの職員が認知できるような取組を行えたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援を行う(II) 	<ul style="list-style-type: none"> 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を網羅的に把握することができたか。 これらの取組の組織内への共有や統廃合といった合理化等を通じ、認知度の向上や参加者の拡大といった活性化につながる支援ができたか。
<p>④組織全体の原子力安全文化や核セキュリティ文化について、適切な評価手法をもって定期的に評価を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体の原子力安全文化及び核セキュリティ文化について、客観的な評価も視野に入れた適切な評価手法の検討を行う。(III) 	<ul style="list-style-type: none"> 組織文化の評価手法について、効果的な事例を収集・把握することができたか。 安全文化の育成・維持において目標とするものを検討し【再掲】、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。 核セキュリティ文化の醸成・維持において目標とするものを検討し、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。 評価のあり方を踏まえ、自己評価に留まらない客観的で、規制委員会において実行可能な評価手法を検討することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体の原子力安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度調査の結果等を踏まえ、調査手法の見直しを検討したか。 自己評価により、原子力安全文化の育成・維持に係る取組等の改善につながる結果を得ることができたか。 他組織による職員の意識調査結果と比較するなど、自己評価の結果を客観的に分析することができたか。

(2) 原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく組織の運営管理の下で、行政機関としての役割を法令等に基づき着実に実施するとともに、組織内部の知見等も活用しながら、業務をその存廃を含めて継続的に改善する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>①原子力規制委員会マネジメントシステムに対する組織全体の理解を深め、業務のプロセス管理や業務計画の策定・評価改善等の実効性を向上させながら、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価プロセスと一体で原子力規制委員会のマネジメントシステムを着実に運用する。</p>	<p>・政策評価法に基づく政策評価プロセスと連携して原子力規制委員会全体の業務の評価・改善を実施するなど、マネジメントシステムを確実に運用する。(I)</p>	<p>・原子力規制委員会マネジメント規程に基づく業務を漏れなくかつ遅滞なく実施し、業務改善に資する結果を得られたか。</p> <p>・中間評価において、業務の進捗を踏まえた計画の適切な見直しをすることができたか。</p> <p>・原子力規制委員会年度業務計画等をより適切な根拠等の下で評価し次年度以降の取組につなげられるよう、評価の視点を中間及び年度末評価等へ適切に活用できたか。</p> <p>・各課等における主体的な業務管理・業務の見直しを促進するような取組を行ったか。</p>
	<p>・政策評価法に基づく業務を着実に実施する。(I)</p>	<p>・マネジメントシステムとの連携の観点から、政策評価に係る取組や業務の効率化等の改善・工夫を行ったか。</p> <p>・総務省の政策評価ガイドラインを踏まえて、効果的・効率的な評価を実施することができたか。</p>
	<p>・資料の作成や研修の実施など、職員個人がマネジメントシステムに対する理解を深めるための施策を実施する。(II)</p>	<p>・職員個人のマネジメントシステムへの理解における課題を整理することができたか。</p> <p>・理解に係る課題を踏まえ、マネジメントシステムの有効性や重要性などを伝えられる資料を作成することができたか。</p>
<p>②マネジメントレビューにおける評価等を踏まえ、中期目標の進捗の評価、無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスを特定し効率化・廃止するための仕組みや職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを創設するなど、マネジメントシステムそのものを継続的に改善する。</p>	<p>・非効率や無駄な業務等に係る職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを検討する。(I)</p>	<p>・職員の気付き事項を広範に収集し業務改善に反映するための仕組みを、運用のための体制も含めて構築できたか。</p> <p>・令和7年度内に試験的に運用を開始し、改善点などを抽出・整理することができたか。</p>
	<p>・無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスの特定と効率化・廃止に各課等が主体的に取り組むための仕組みについて、令和8年度内の運用開始を目処に、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける在り方を検討する。(II)</p>	<p>・他組織における業務効率化等に係る仕組みを調査し、効果的な事例等を収集・把握することができたか。</p> <p>・業務の効率化や廃止に向けた各課等の自主的な取組を促進するための仕組みを、課等年度業務計画の活用など、原子力規制委員会マネジメントシステム上で検討することができたか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に取りまとめた見直しの方向性や、I R R Sに向けた対応等を踏まえ、令和8年度以降の原子力規制委員会マネジメント規程見直しに向けた検討を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEAの基準やISO等の規格と照らして、原子力規制委員会のマネジメントシステムについて見直すべき事項を特定できたか。 ・規制委員会全体・各課室・職員といった各階層が業務の遂行・改善に主体的に取り組むようにする観点から、見直すべき事項の特定や見直しの方向性について検討できたか。
<p>③公文書管理、情報公開、個人情報保護、会計手続、国立研究開発法人の業績評価や国家資格試験の実施等の法令等に基づいて実施すべき業務を着実に実施するとともに、規程やマニュアル類の見直しや情報システムの活用等の内部支援の拡充等により、業務プロセスの継続的な改善を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標に対する進捗評価の在り方を検討する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会年度業務計画の評価等と連携した第3期中期目標の成果目標の評価の在り方について検討することができたか。 ・令和7年度のマネジメントレビューにおいて試行できるよう検討を進めることができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、行政文書の適切な管理を実現する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理体系の理解を促進し、重要性の認識を深めるための研修等を実施したか。 ・適切な文書管理を実現するため、周知等を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来の庁舎移転における文書管理上のトラブル回避のための計画を策定する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎移転における文書管理上の論点や課題を特定し、それを踏まえた行動計画を策定したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法に基づく開示請求について、開示期限内に適切に情報開示を実施するとともに、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法に基づく開示請求について、関係部署間で連携を図り、審査基準等に基づき開示対象文書・不開示情報を特定し、開示期限内に情報開示を実施できたか。 ・開示請求の事務手続に関する共有すべき事項について、共有方法を検討した上で、必要に応じてマニュアル等に適切に反映することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が保有する個人情報の適切な管理のため、注意喚起等を行うとともに、管理状況の確認を実施する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報等の適切な管理について、的確な注意喚起や情報提供を行うことができたか。また、監査・点検による確認を実施できたか。 ・保有個人情報等の漏えい等の事案が発生しなかったか。発生した場合は、関係法令等に基づき、必要な対応を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・会計法令に基づき会計業務を着実に遂行するとともに、規程類やマニュアルの整備・改正を行い庁内への適切な情報提供を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計法令に基づき、給与・共済・旅費・契約・国有財産管理等の会計業務について、各課室と適切に調整し、期限内に誤りなく執行・管理したか。 ・法令の改正等に併せ、規程類やマニュアルの整備・改正を遅滞なくかつ漏れなく行い、会計部門イントラや庁内掲示版を通じ適切な情報提供を行ったか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人の中長期目標達成に向け、J A E A及びQ S Tの業務の実績に関する評価を着実に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制行政及び原子力防災に対する適切な技術支援、研究開発成果の最大化等に向けて、次年度以降の業務運営の改善等に資する評価を定められた期限内に実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務について、法令に基づき着実に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務を着実に実施するため、試験委員会の開催、試験問題の作成及び試験の実施等を適切に行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線取扱主任者試験の実施及び合格者発表に係る業務を適切に行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録試験機関の試験実施業務を適切に監督することで試験の問題誤りの再発を防止し、合格者の発表に係る官報掲載及び合格証の印刷業務について、登録試験機関から共有される「試験業務スケジュール」を参照し遅滞なく業務を遂行したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る体制を整備する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る関係規程類の整備等ができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の安全情報等に関する申告(原子炉等規制法第 66 条に規定する申告及び公益通報者保護法に規定する公益通報)に対して法令等に則り迅速に対応し、施設の安全向上につなげる。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申告に係る情報提供があった場合に、原子力施設安全情報申告制度運用要領に基づき、安全規制上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、迅速に事実関係の調査を行い、結果に基づいて必要な対処を行ったか。 ・申告に係る情報提供への対応過程において、寄せられた情報に関する秘密保持及び申告に係る情報提供者の個人情報保護に最大限の配慮を行ったか。
<p>④所管する法令類の適切な整備、法曹有資格者等による法令相談の活用等を通じて、適正に業務を遂行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管法令等の適切な整備を行うため、その改正等に当たりの的確な法令審査を実施する。また、円滑な法令等の立案に資するよう、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署で適切な法令等の立案ができるよう、実現したい内容が法令等に適切に反映できているか等の観点から、的確な法令審査を行うことができたか。 ・法令立案業務に関して職員に共有すべき事項があった場合に、当該事項の共有方法を検討した上で、必要に応じて法令立案に係るマニュアル等に適切に反映することができたか。

	<ul style="list-style-type: none"> 法曹有資格者等による法令相談における的確な助言等を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 各部署から寄せられた相談に対し、法曹有資格者等を中心として対応し、必要に応じて法務省等の協力を得ながら、相談者のニーズを踏まえた的確な助言等を行うことができたか。 他の部署から寄せられた法令等に関する相談について、所管法令等に従い適切に行政活動ができるよう、的確に助言を行うことができたか。
⑤訟務案件(訴訟事務や不服申立て事務)について、関係機関や関係部署と連携しつつ、適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに、訴訟や不服申立ての増加等の状況を踏まえ、必要に応じて、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟案件において、期限の定め等による時間的制約の下、規制委員会が行った審査及びその合理性等について、関係機関や関係部署と連携しつつ、争点に即した充実した内容の準備書面を作成する等、適切に業務を遂行できたか。 訴訟事務や不服申立て事務について、必要に応じて、業務量の推移に応じて体制の見直しを行ったか。

(3) 科学的・技術的見地にに基づき意思決定を行い、原子力規制委員会の独立性・中立性を堅持する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 組織理念における「何のものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という活動原則の下、原子力規制委員会での議論を通じて、意思決定を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会が科学的・技術的な見地から意思決定することを、原子力規制庁として必要な情報を用意するなどにより支援ができたか。
②被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」等の独立性・中立性を担保する規程類の順守を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を遵守する。(Ⅰ) 「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」を遵守する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」に反する事案が生じなかったか。 「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」に反する事案が生じなかったか。

(4) 意思決定のプロセスを含めた原子力規制に係る情報の公開を徹底し、透明性を確保する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画（案）	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>①「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等の透明性を担保する規程類を遵守し、原子力規制委員会の意思決定プロセスや、被規制者や原子力利用を推進する行政組織との面談概要などの規制に関わる情報について、ホームページへの掲載等による適時・適切な公開を徹底する。その際、英語での情報発信の充実に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談の予約・実施状況及び面談録等の情報を公開する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同方針に則り、原子力規制委員会ホームページに面談の予約・実施状況を公開したか。また、N-ADRES で面談録を公開したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の中でインターネット配信を要する会議や会合を全て公開する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット配信を要する会議や会合について、関係部署間で連携し、すべて公開することができたか。 ・インターネット配信の品質を維持することにより、安定して公開することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティを確保しつつ、国民に必要な行政情報を高齢者・障害者等がわかりやすいように、ホームページ上で公開する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針 JIS X 8341-3 において、レベル A 以上(※:運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く。)を達成できたか。 ・ホームページに情報を掲載するに当たって、情報セキュリティポリシーを担保できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制や緊急時情報など様々な受け手が、それぞれ目的とする情報が受け取りやすいよう、掲載すべき情報の整理、一覧性・検索性の向上など利便性の向上を図る。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信サービスの対象施設に関する軽微な修正等があれば修正し、利便性の向上を実現できたか。 ・来年度に向けて掲載すべき情報の整理を行い、改修が必要な部分を把握することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおける情報の整理や検索性の向上を図り、適切に運用する。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に行うホームページシステム更改によって、N-ADRES との連携を強化することで階層構造での情報管理を向上させることができたか。 ・N-ADRES に資料を登録する際、固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し公開作業をする等、適切に整理・運用できたか。 ・ホームページ、旧 N-ADRES システム及び国立国会図書館インターネット資料保存事業（WARP）からの移行データのうちメタデータが付与されていない資料に対しても、登録作業を行うことができたか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・N-ADRES に関して、閲覧性を向上させるために必要な機能を把握し、適切に改修することを検討できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・英語で発信すべき事項、方法および既存資料の活用について検討する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内外のニーズを確認した上で、英語で発信すべき事項および方法について検討できたか。 ・活用可能な既存資料について英語での発信につなげられたか。

(5) 積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①科学的根拠に基づく原子力規制委員会の議論の内容や意思決定の経緯等の理解に資するよう、分かりやすく、受け手に伝わるコンテンツを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の議題について、内容の正確性を担保した上で、技術的・専門的な議論の内容が受け手に受け取りやすく、理解しやすいように、追加的・補完的コンテンツの作成に取り組む。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加的・補完的な説明資料について、内部職員やメディア関係者からのフィードバックを受けた工夫を行ったか。 ・追加的・補完的な説明資料について、紙資料に限らず、受け手が受け取りやすいようなコンテンツを用いて作成されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・作成したコンテンツの分類・整理(カテゴリ分け)、タグ(キーワード)付け、関係法令との関連付け等を進め、活用の利便性を向上させる。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成済み資料の分類・整理(カテゴリ分け、タグ(キーワード))の骨格を作成し、体系化できたか。 ・活用の利便性向上のため、公開方法を検討し、実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・受け手が受け取りやすく理解しやすいと感じられる情報発信に務める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け手が受け取りやすく理解しやすいホームページ作成に向けて、関係部署と連携して取り組むことができたか。
②ホームページにおける情報の整理や検索性の向上、SNSの活用など、ツールの特徴を踏まえた情報発信手段の改善を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の取組について、受け手に受け取りやすく理解しやすいコンテンツを作成し、公開する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の内容をXでポストできたか。 ・現地調査等について、関係課室と協力し、受け手に受け取りやすく理解しやすいよう、平易な表現を用いて情報発信に努めることができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた次期ホームページシステムの構築及び安定的な運用を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期ホームページシステムを構築し、ガバメントクラウドへの移行を確実に実施できたか。 <p>◎現行ホームページシステム及び次期ホームページシステムについては、並行稼働期間も含め、WEB サービスが99.9%、CMS サービスが99.0%の目標稼働率を維持することができたか。また、公開情報管理システムとのAPI連携を実装し、安定的な運用ができたか。</p>

③地方自治体からの要請等を踏まえた規制判断についての分かりやすい説明を引き続き実施するとともに、双方向性を意識した対話に係る仕組み作りをより一層進めるなど、原子力規制委員会として主体的なコミュニケーションに戦略的に取り組む。	・地方自治体からの要請等を踏まえ、規制活動について、わかりやすい説明を実施するとともに、委員と地元関係者の意見交換を継続して実施する。(I)	・地方自治体からの要請等を踏まえ、一般の方々にも理解いただけるような説明対応や委員と地元関係者の意見交換を実施できたか。
	・原子力規制委員会としての主体的なコミュニケーションの取り組みについて企画・立案する。(III)	・対話・コミュニケーションにより、規制判断についての分かりやすい説明を実施できたか。 ・国民との間の双方向性を意識した対話・コミュニケーションの実施について企画・立案することができたか。
	・メディアとの意思疎通の充実と原子力規制委員会の業務内容への理解の深化につながる取組を行う。(II)	・メディアとの意思疎通の充実につながる取組を行ったか。 ・原子力規制委員会への理解を深化させるために必要な取組の方向性を検討できたか。
	・原子力規制委員長、委員、原子力規制庁職員の外部からの見える化につながるコミュニケーション手法を実践する。(II)	・新たな外部とのコミュニケーション機会を企画し、実施することができたか。

(6) 外部からの指摘やステークホルダーの声などを真摯に受け止めるとともに、事業者や学協会等と積極的かつ適切に意見交換を行い、原子力規制委員会の組織運営や規制の継続的な改善に活用する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①IRRS や IPPAS 等の国際的なレビューや国際アドバイザーとの意見交換等から得られた気付き等を踏まえ、規制制度や運用の改善に取り組む。	・IRRS について関係機関と連携しつつ準備を進め、ミッションを受け入れ、指摘を踏まえた規制制度や運用の改善に資する対応を検討する。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA との調整を踏まえ公式準備会合を実施し、ミッションのスコープを決定することができたか。 ・事前参考資料 (ARM) を取りまとめるとともに、アクションプランの優先順位を整理することができたか。 ・ミッションの準備及び受入れにおいて、IAEA 側との認識に齟齬が起きないように調整を確実に進め、令和8年1月のミッション受入れを円滑に実施できたか。 ・ミッションにおいて、レビュアーに正確な情報を伝え、客観的事実に基づく指摘を受けるなど有益な議論を行うことができたか。 ・IAEA からの指摘を踏まえ、改善すべき課題を整理し、改善のための方針を検討したか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ IRRS チームとして国内の対応部署（他省庁含む）の協力・参加を十分に得ることができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討・対応する。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。 ・ 作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制委員会の問題意識に応えるような課題について国際アドバイザーとの対話を行い、助言を得る。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制委員会の問題意識に即した課題を設定し、国際アドバイザーとの真摯な議論を行い、規制の改善に向けて有益な情報を得ることができたか。
②CEO や CNO との意見交換など事業者や産業界等との対話や意見交換を継続的に行い、安全性向上につながる共通理解の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全文化や安全性向上に関わる課題等の取組等について、CEO、CNO 等との意見交換を継続的に行う。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CEO、CNO 等との意見交換、原子力規制委員会委員による現場視察及び関係者との意見交換を通じて課題に対する認識の共有やその後の取組について議論できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNO との意見交換等を通じ、事業者からの技術的な各種提案について、対応の必要性や優先順位等を議論し、対応を進める。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者からの技術的な各種提案（オンラインメンテナンスの導入、AOT・LCOの見直し等）について、対応の必要性等を議論し、安全上の重要性や対応の実現性などの観点から、具体的に進捗させるべき事項を検討・企画・実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice (NIN)）を発出する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
③学会等との意見交換や学協会活動への積極的な参加に努め、原子力規制委員会における研究活動への反映や規制の改善に役立つ情報の取得に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全研究への反映や規制の改善に向けて、学会活動等への参加を通じ、継続的な情報の収集や原子力規制庁内への共有を行う。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会の部会やセミナーでの意見交換、学協会の基準策定委員会などに積極的に参加し、研究・技術的観点から自らの有する知見をもって提案を行う等、会議に貢献したか。 ・ 安全研究や規制に関連する最新情報を継続的に収集・分析し、定期的に原子力規制庁内に共有したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな知見、技術動向、社会経済環境の変化を敏感に捉えて原子力規制に関する課題を幅広く調査するとともに、継続的に対応できる仕組みの構築に取り組む。（Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の新しい動きを継続的かつ敏感に察知して原子力規制に関する情報収集を行う仕組みを構築したか。 ・ 関係課室等が連携協力して、新たな知見や社会経済環境の変化等を捉えて幅広く技術動向などの調査を行ったか。 ・ 調査結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告を行い、情報の取り扱いについて検討を行ったか。
④外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題の調査研究に取り組む。		

(7) 新たな中長期の人事戦略を立案し、政策課題の解決と規制実務の運用ができる人材を継続的に確保し、組織目標を実現できる体制を維持する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特性や各部署の状況等を踏まえた新たな人事戦略を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から組織構成及び人員配置等の資源配分の状況を踏まえた、機構・定員要求を実施する。(I) ・技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、各部署における専門人材の確保・育成状況等を踏まえ、新規採用や中途採用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。(II) ・多様化する研究業務及び規制支援業務を適切に管理するため、組織的かつ効率的な研究体制のあり方について検討する。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の課題を適切に把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施したか。 ・顕在化した懸念の解決と中長期的に業務に必要な体制の確保に向け、関係部局とともに検討し、関係部局の意向も織り込んだ戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定できたか。 ・改定された基本方針の実現に向け、学習・研修等への反映、機会確保のための検討に着手できたか。 ・技術の開発動向を見据えた人材配置や管理職の実員増など、各研究部門の体制を強化する取組について方向性をまとめたか。 ・研究職が行う規制への技術支援のあり方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進めたか。 ・より研究に資源を投入できるような業務の進め方 を検討できたか。
②原子力規制を志す者を増やすため、原子力規制に関連する分野の学生を対象にした人材育成の取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制人材育成事業について、事業の周知(営業)や令和7年度の新規採択や、新たなニーズの掘り起こしなど事業継続に必要な取組を着実にしつつ、外部資金獲得や継続事業の評価のあり方などの課題を解決する。また、事業の実績を適切に把握する。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知(営業)を新規採択につなげることで、大学等で原子力規制を学び、原子力規制庁に興味を持った学生の増加につなげることができたか。 ・外部資金獲得や継続事業の評価のあり方などの課題を解決できたか。 ・現地の状況を含め、原子力規制委員会の関係者が事業の実績や効果を十分に把握できたか。
③中長期的な人事戦略を踏まえ、新卒者及び経験者を計画的に採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の中長期的な戦略を踏まえ、応募者の増加につながる各種取組を行ったうえで、新卒者・経験者を適切に選考し、確保する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。 ・定数に対する実員数、新卒採用者に対する女性割合に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、計画した数の人材を確保できたか。 ○新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することができたか。(定数に対する実員数の割合95%以上)

		○男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、女性新卒者を採用したか。(新卒採用者の女性割合 35%以上)
	・中長期的な視点からどのような研究分野の研究職員が必要かなど人事戦略の検討を行う。(Ⅱ)	・研究分野の新卒者及び経験者について、どのような人材が求められ、その人材を獲得するために、どのような行動を行うべきかの戦略を取りまとめたか。
	・新卒者及び経験者の採用に向けて、安全研究に対する理解を深める活動を行う。(Ⅰ)	・若手研究職等の確保のため、パンフレットの見直しや大学生へ説明、JAEAとの安全研究成果に係る合同報告会等の活動を行ったか。
④各職員が国際機関への派遣や出向等に視野を広げることも含めて、その能力が中長期的に最大限発揮されるキャリアパスを意識しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。	・キャリアコンサルティング体制を効果的に運用することにより、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員の最適なキャリアパスについて、職員と人事当局が共通認識を持つ。(Ⅰ)	・キャリアコンサルティング面談等を適切な時期に着実に実施できたか。 ・キャリアコンサルティング面談等を通じ、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員の最適なキャリアパスについて職員と人事当局とで共通認識を持つことができたか
	・職員のキャリアパス、職員間の業務の平準化に配慮しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。(Ⅰ)	・職員の希望や関係部署の業務量見通しを把握しつつ、キャリアコンサルティング面談の結果等を考慮しながら、組織目標実現に向けて必要な部署に必要な職員を配置できたか。
⑤原子力技術、放射線や業務分野ごとの専門知識、行政実務能力や国際性の向上に必要な資格制度や研修の運用・改善、学習環境の整備により職員を育成し、その力量を管理するほか、業務遂行に必要な知識の管理を継続的に実施し、技術伝承を促進する。	・任用資格に係る研修等を着実に実施するとともに、制度運用の見直し、研修内容等の改善及び学習環境の整備を進める。(Ⅱ)	・任用資格制度の見直しによる新たな制度の運用について着実に実施したか。またその状況について検証を行い、改善の検討に着手したか。 ・学習室や人材育成ポータル改修等の学習環境の継続的な整備、外部研修への職員の派遣に関する検討等を行い、多様な学習機会の提供に向けた取組ができたか。
	・力量管理及び知識管理を継続的に実施する。(Ⅰ)	・力量管理活動に関して庁内への啓発活動を行い、力量管理に係る取組が推進するよう支援するとともに、参加者からの意見を踏まえた運用方法の改善を進めたか。 ・各課室における知識伝承・知識管理が円滑に進むよう継続的な支援を行ったか。
	・昨年度に引き続き、部下の業務管理等についての管理職の力量向上を図るための効果的な研修やグループワークを企画し、提供する。(Ⅰ)	・参加した管理職が新たな気づきを得られるような効果的な研修やグループワークを実施できたか。
	・キャリアパスのイメージに沿った研究職員の人材育成を図る。(Ⅰ)	・研究職員の育成や能力向上に向け、学位取得の支援や個別研究指導などの取組を行ったか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術の開発動向も踏まえ、柔軟に対応できる研究職員の育成や能力向上に向け、幅広い知識を獲得するための活動を行う。(Ⅱ) ・原子力安全人材育成センターと連携して、教育訓練、研修等を通じて、検査官の資格認定を的確に実施し、原子力規制検査を行うために必要な体制を維持する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代炉、AI を含めた革新技術等の分野について、研究職を対象としたセミナーの開催や国際会議への参加を行ったか。 ・また、外部の研究機関との人事交流や共同研究を促進する取組を行ったか。 ・原子炉等規制法に基づく原子力規制検査や法定確認の厳正かつ適切な実施のため、教育訓練・研修等を通じて、必要な原子力規制検査官の数が確保できたか。 ・原子力規制検査について、制度施行後の5年間の総括において整理される課題や改善策の方向性の検討と並行して、検査官の ROP に対する理解を深めるために必要な取り組みも検討し、着手できるところから、対応を進められたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。 ・原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
⑥職員が原子力規制庁職員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念することを継続的に確保するため、職員の指導・監督を厳正に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守ることにつながるような研修や幹部メッセージの発出等を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理保持や規律遵守のため、その時々状況に則した、効果のある研修や幹部メッセージ発出ができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応が必要となる職員に対しては厳正に指導・監督を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応が必要となる職員に対して、規則等に則り必要十分な指導・監督を行えたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職等に対して、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職等を対象に、研究倫理の研修を行ったか。

(8) 多様な経験や属性等を有する職員一人ひとりが、業務の特性等に応じて効率的に業務を遂行できる、置かれた状況に応じた柔軟な働き方を選択できるなど、それぞれのパフォーマンスを遺憾なく発揮できるような職場環境を充実・整備する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①子育てや介護など職員それぞれの人生のステージなどに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を推進すると同時に、これらを利用しながら効果的かつ効率的	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を促進するために研修や能動的な周知や問合せへの丁寧な対応を行うとともに、これらの利用が適切になされていることを確認する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を促進するために研修や能動的な周知や丁寧な問合せ対応ができたか。 ・これらの利用が適切になされていることを確認できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署とのコミュニケーションを通じて、柔軟な働き方の実施や職員の理解向上に係る課題を把握することができたか。

に業務が行えるようにする。	う、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な働き方の中で生じる課題に対して、対策や将来的な取組の方向性を示すことができたか ・職員の理解等を向上させるための策を実施したか
	・各課等において、柔軟な働き方に対応するための業務改善が、業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援等を行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等での業務の特性を踏まえた検討状況を把握できたか。 ・支援の取組を行い、課等において主体的な業務改善の取組が実施されたか。
	・国会業務のうち、組織内で完結する業務について、テレワークでも成立するフロー及び体制を実現する。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国会会期中に発生した答弁作成や打合せへの参加がテレワークでも作業できるよう、環境整備ができたか。 ○国会会期中において、対応が発生した各課等の国会担当のうちどれくらいの職員がテレワークによる答弁作成や打合せへの参加ができたか。(会期末アンケートで30%以上)
	・超過勤務が多い職員に注意を向け、個人の業務の進め方や、業務分担も含め体制の改善を促すことにより、超過勤務の常態化を防ぐとともに、繁忙期終了後の休暇取得などのフォローアップを確実にを行う。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務が発生している原因を正確に把握し、適切な改善策を講じることができたか。 ・繁忙期終了後、健康上の配慮などの措置が確実に行われたか。
②多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出のため、職員の相談対応、ハラスメントの防止、相互理解の醸成等に取り組む。	・ハラスメントの防止に向け、各制度、組織としての方針及び相談窓口等について、研修や積極的かつ能動的な周知を行うとともに、個々の事案について厳正に対応する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に関する幹部メッセージの発信や研修等を効果的に行うことで、組織一体として取り組む課題であることを明確に示すとともに、個々の事案について、規則等に則り迅速かつ必要十分な対応ができたか
	・職員の能力が最大限に発揮されるよう、健康についての理解促進及び改善への意識付けを目的とした健康に関するメッセージを定期的に発信する等の取組を行う。(Ⅰ)	○健康についての理解促進及び改善への意識付けにつながる潜在的ニーズを捉え、健康に関する効果的なメッセージの発信ができたか。
	・障害者法定雇用率を達成する。(Ⅰ)	○障害者法定雇用率を達成できたか。
	・協働推進チームが、庁内の各課室がリソースの問題などから手をつけられていない課題を解決する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進チームが、庁内の各課室がリソースの問題などから手をつけられていない課題に対して十分貢献し、士気高く働くことができたか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が抱える悩みを早期に把握し、対応策を講じたり、職員の孤立を解消できるよう、子育て中の女性などの特定のグループを対象とした人事当局によるヒアリングを行う。(I) ・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援等を行う。(II)【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱えている可能性のあるグループを選定しコミュニケーションの場を設定することで、共通の課題の把握や相互理解につながられたか。 ・取組の性質に応じてより幅広い層の職員に参加を促すなど、職員が取組を通じてコミュニケーションを図れるような工夫をしたか。
③職員の働きやすさを追求し、フリーアドレスやグループアドレスの導入、業務の性質に応じた業務スペースの拡充と必要な什器の整備等を行うほか、庁舎移転に際してもそれが維持・向上できるような庁舎環境の構築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理を適切に行うとともに、フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行う。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理を適切に行えたか。 ・フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行い、職場環境の改善に寄与したか。また、庁舎移転も踏まえた環境整備を実施したか。 ・職員の働きやすさに対するの施策を検討できたか。

(9) 膨大な情報の検索性の向上、会合の議事概要作成等の定型業務処理の自動化などにより、勤務場所を問わず、また効率的に業務遂行できる環境を整備する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
		「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①業務で利用するシステムの共通化及び多様な働き方に応じた機器整備を通じて、現状のみならず将来的な業務効率化を想定した、情報システムの管理を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・次期(第4次)原子力規制委員会ネットワークシステム(行政LAN)について、デジタル庁及び庁内関係部署と連携し、令和8年度にデジタル庁が整備するガバメントソリューションサービス(GSS)への移行するための準備を実施する。(III) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁及び庁内関係部署との定例会議等において課題が整理できたか。 ・ガバメントソリューションサービス(GSS)への移行準備は、計画通りに実施することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を踏まえ、原子力規制委員会所管の情報システムについて一元的なプロジェクト監理を実施することで、原子力規制委員会のITガバナンスの強化を図る。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的なプロジェクト監理を通じて、情報システムに係る予算要求及び調達 の適切性・妥当性を確認できたか。
②システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程を適切に維持・運用する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程が適切に改正され、職員が内容を理解できたか。

<p>継続的に検討し、遺漏なく適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の監査を適切に受査する。(I) ・情報システムのサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、要すれば改善を促し、確実な対策の実施を推進する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の監査の指摘・助言に対して、改善のための計画を作成できたか。 ・情報システムに適用すべきサイバーセキュリティ対策に関する改善を図ることができたか。
<p>③情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子化や電子申請手続の推進等による行政文書の電子管理を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度からの行政文書の電子化の本格実施に向け、必要な調査を行い、計画の策定等をする。(III) ・申請等の手続については、オンライン申請の普及拡大を進め、処分の通知等の手続についてもオンラインで実施が可能となるよう、制度面及びシステム面で整備をする。(III) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の電子化の本格実施に向け、必要な調査を終えたか。 ・行政文書の電子化の本格実施に係る計画の策定を終えたか。 ・行政文書の電子化の本格実施に係る予算要求を行ったか。 ・電子による手続の実施が増えたか ・電子申請のときに用いる電子署名など、デジタル化の推進に必要なデジタル行政推進法令等に基づく制度の検討又は整備が円滑に進められたか ○e-Gov 電子申請のページをどれくらい構築できたか(50 申請等で運用開始)
<p>④業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づくRPA及びAIの利活用を進めるほか、勤務場所を問わずに業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年春頃整備される予定の政府のAI調達・利活用ガイドラインに基づいて、業務効率化に向けたルールについて、令和7年度上半期中までに作成する。(I) ・勤務場所を問わず業務遂行できる業務携帯の調達手続を進める。(I) ・コミュニケーションツールの使い方や運用の整理について、多様な働き方への順応及び業務の連絡内容の性質に応じた効率的な業務遂行の実現の観点で検討を深め、庁内への定着を進める。(II) ・内部の業務について、RPAやAI等のIT技術により効率化を図ることができるものは、積極的に効率化を推進する。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化に向けたルールを令和7年度上半期中に作成できたか。 ・業務携帯の調達手続きを令和7年度末までに実施できたか。 ・庁内から寄せられたコミュニケーションツールの使い方や運用に係る要望に適時対応できたか。 ◎ツールの使い方や運用の整理が庁内の実務に定着したか(事後アンケート肯定率60%以上)。 ○RPAやAI等の適用により効率化を実現した各業務において、作業時間を50%以上削減できたか。 ○年度開始時点で効率化の要望が上がっている3件の業務に対し、年度内に効率化を実装したか。 ・国会業務のうち、判断を要さない性質の作業について、ICT、AI等を積極的に取り入れ効率化を図ることができたか。

(10) 組織目標を実現できるよう、戦略的な予算要求及び適正な予算執行を行う。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①原子力規制委員会の施策を効果的に実施できるよう最適な資源配分を踏まえた予算要求を行う。	・概算要求基準の枠内で、原子力規制委員会の重点施策を実施するために最も効果的な予算配分となる要求を行う。(I)	・各予算事業に係るヒアリング結果や行政事業レビューでの外部有識者等所見を基に、原子力規制委員会の重点施策を効果的に実施できるような予算を要求できたか。
②会計法令及び関係規程類ののっとり、予算の効果的かつ効率的な執行を行う。	・定期的に予算の執行状況を把握し、予算が効果的かつ効率的に執行できるよう適切に管理する。(I)	・庁内のニーズを把握し、什器整備等の執務環境改善や、レイアウト変更などの工夫により対応するとともに、予算執行状況調査等を通じて予算の適切な執行管理を行えたか。

(11) 国際機関の活動への積極的な参画や多国間・二国間協力の推進により、日本の知見や経験を他国と共有することで、国際的な原子力安全の向上等に寄与する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献するとともに、我が国の取組についての積極的な情報発信、職員の派遣等を行うなど、国際機関や条約の枠組みにおける議論や活動へ参画する。	・国際機関における議論への参画や国際的な活動への職員派遣を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関における国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護及び保障措置に関連する議論へ継続的に参加し、具体的な成果の創出に貢献できたか。 ・原子力安全基準委員会等に係る活動に参加し、専門的な知見を活用して原子力安全向上に関する議論に積極的に参加したか。 ・OECD/NEA 等が開催する会合に積極的に参加し、国際的な協力や支援に貢献できたか、また必要に応じ、安全研究への反映に貢献できたか。 ・核セキュリティに関連する IAEA 核セキュリティ部への職員の派遣、IAEA 等が実施するトレーニングへの講師等の派遣等により、核セキュリティに関する国際的な取組に貢献できたか。 ・核セキュリティに関して、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しに係る会合に参加できたか。 ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議等で積極的に発信したか（国際会議、国際トレーニング等の件数）。 ・保障措置に関して、国際機関への職員の派遣を通じて国際的な平和利用の確保に貢献できたか（職員派遣人数）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関への適切かつ的確な拠出を通じてその活動を支え、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関に対し適切かつ的確に拠出を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全条約の第10回検討会合に向けたプロセスや核物質防護条約に関する会合への参加等を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護の向上に貢献する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全条約等で締約国に求められる事項について適切に履行できたか。 ・核物質防護条約に関する会合への参加にあたり、国内規制への影響を踏まえ、庁内で適切に対処方針を策定したか。 ・策定した対処方針に基づき、会合における審議に積極的に参画し、核セキュリティの高度化の必要性を鑑みつつ、必要に応じて意見を出すなど、議論に貢献したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向等の情報の有効活用及び国際業務を円滑かつ確実に実施するための業務基盤を充実させる。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向等の情報を集約・整理及び共有するプラットフォームの充実化などの取組を進められたか。 ・国際業務を円滑かつ確実に実施するための予算の確保、体制の維持・改善ができたか。
<p>②国際的な関係の構築・維持や円滑な情報共有のため、多国間・二国間における協力に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力枠組みの特徴に応じた知見の収集および情報共有ができたか。 ・核セキュリティに関して、参加が必要な会合を抽出して計画を策定し、準備も含めスケジュール感を持って業務を推進したか。 ・核セキュリティに関連する会合に参画するにあたり、情報交換を有益なものとするため、庁内で適切に論点を整理したか。 ・核セキュリティに関して、国内規制の在り方の検討に資するように、整理した論点に基づき、有益な情報交換を行うことができたか。

Ⅱ. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく規制を厳正かつ適切に実施することで、安全上重大な事象を発生させない。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>①原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づき、現場の実態を踏まえつつ、法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。</p>	<p>・申請に対し、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ着実に審査を実施する。(I)</p>	<p>・実用発電用原子炉施設や核燃料施設等の審査について、新規制基準適合性に係る審査に加えて、多数の申請案件の審査が見込まれる中で、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年9月原子力規制委員会了承、令和6年11月13日一部改正)等に基づき、審査プロセスの改善に継続的に取り組みつつ、厳正かつ着実に審査を実施したか。</p> <p>・実用発電用原子炉の新たな劣化管理制度への移行に向けて、申請された長期施設管理計画の移行審査を本格施行までに全て完了できたか。また、本格施行後においても厳正かつ着実に審査を実施したか。</p> <p>・審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、申請対象範囲、審査対象条文等を明確化するとともに、事業者と審査上の論点・指摘事項等についての認識の共有を図りつつ審査を実施したか。</p> <p>・特に、核燃料施設等の審査においては、グレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、取り扱う核燃料物質等の量・性状、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを考慮したか。</p>
	<p>・廃止措置や廃棄物の処理が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)</p>	<p>・廃止措置の状況を、安全上の重要度を踏まえ審査、検査等によって適正に確認ができたか。</p>
	<p>・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について必要な監視等を行う。(I)</p>	<p>・東海再処理施設について、適時適切に監視チーム会合等を開催することで、工程洗浄の終了に伴う廃止措置計画の変更やガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について、必要な監視等ができたか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の検査・確認について、原子力規制検査の確認結果を踏まえ、遺漏なく実施できたか
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る実運用での経験を積み重ねる。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、所定のガイドを活用し、原子力規制委員会です承を得た検査計画を踏まえ実施できたか。 ・原子力規制検査において特定した検査気付き事項について、重要度評価や深刻度評価を適切に実施できたか。 ・上記の評価を踏まえ、必要に応じて追加検査や規制措置等を検討し、それらを適切に実施したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法に基づき、管理表等を用いて申請・届出の審査状況を適切に管理し、審査を厳正かつ適切に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遅滞なくかつ漏れなく実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査を厳正かつ適切に行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。
<p>②施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ原因究明、再発防止対策等の確認の対応を厳正かつ適切に対応する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認できたか。 ・事故トラブル事象から得た教訓について、必要に応じ、被規制者向け情報連絡文書等により関係する被規制者に周知したか。
<p>③いわゆる湧き出しへの対応など、管理下でない放射性物質の安全確保に適切に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、対応する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、確実に対応できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い核燃料物質について、適正な管理下に置けるよう調整を進める。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い放射性物質について、関係機関との調整を進め、適正な管理下に置くことができたか。

(2) 審査・検査の実績や安全研究の成果、収集した国内外の最新知見等を精査し、規制に反映することで、規制の継続的な改善を進める。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①技術情報検討会の開催等により国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集し、安全上の重要度に応じた適切なバックフィットの適用等を含め、規制の改善等を円滑かつ適時的確に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、技術情報検討会を通じて、規制対応の要否について検討する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や研究開発、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、スクリーニングするとともに、その結果を技術情報検討会に報告できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、安全上の重要度に応じたバックフィットを適用する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックフィット制度について、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、技術情報検討会での議論等の結果を受けて、必要な検討を行えたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IRRSの受入に向けて自己評価等を適切に行い、国際基準との差異に係る検討を実施したか。
②規制の運用から得られた経験・課題や国内外における規制制度等の調査・分析を踏まえ、規制基準等の明確化や既存の検査制度の改善など、規制の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正に向けた検討を進めることができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設の審査プロセスの改善について、事業者とコミュニケーションをとりながら継続的に取り組むことができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然ハザード関係の審査ガイドについて、新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた改善に向けた準備を実施する。(III) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然ハザード関係の新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた審査ガイドの記載の改善候補箇所を抽出することができたか。 ・審査ガイドの改善に向けた準備として、自然ハザード関係の新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえ、最新の知見等に関する情報収集等を実施できたか。 ・情報収集等を行った内容を踏まえて、審査ガイドの改善の方向性を整理できたか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状態変化の検知に係る対象火山のモニタリングについて、平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等に係る体制整備に向けた検討を進める。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者との意見交換等を行い、課題を整理できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、制度施行後の5年間の総括するとともに、課題と改善策の方向性を整理し、順次改善を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間の実施状況の総括を計画的に行うためのレビュー計画(複数年度)を立案できたか。 ・レビュー計画の初年度のトピックに係るレビューを適切に行ったか。 ・上記のレビューを踏まえ、改善可能なものから着手したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法の継続的な改善に向け、国内外の動向を把握する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の関係者の動向及び意見を適切に確認したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査制度等との役割分担や核燃料施設等に対するグレーデットアプローチ、運用解釈の記載統一など、必要な改善を図る。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、論点を整理し、公開会合等を通じて事業者と議論を重ね、原子力規制委員会に改善の方針を諮ることができたか。 ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の方針について了承が得られた場合、規則等の改正を実施できたか。
③審査・検査におけるリスク情報の活用手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置したリスク情報活用に関する議論の場において、原子力事業者等と意見交換を実施できたか。 ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 ・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適切性確認を行ったか。 ・検査等に活用するに当たって、PRA評価の経験、議論等により、産業界、規制側の課題を抽出し、方針等を検討することができたか。
④原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催し、調査審議事項の助言を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。

(3) リスク情報の活用等により、安全上の重要度に応じた効果的かつ効率的な規制活動が実施できるよう、制度・運用の改善を進める。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進める。	<ul style="list-style-type: none"> IRRS ミッションを踏まえ、リスク情報や審査実績を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度を検討する。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> IRRS アクションプランの策定を通じて規制制度の見直しのコンセプトを示すことができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 実運用での経験を踏まえ、検査に係る制度の改善を継続的に行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行ったか。
②安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけの検討を含め、安全上の重要性を適切に考慮した規制に向けた継続的改善や、検査等を踏まえた事業者の自主的改善能力に応じた対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> CNO との意見交換や ATENA との面談等を通じ、事業者の自主的取組状況について確認を行うなどにより、自主的取組を促進することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けている点があるという認識の下、CNO と規制当局等の意見交換等を通じて、「欠け」について相互に議論を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> CNO との意見交換において、「欠け」についての議論を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上評価制度の見直しについて、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の助言を踏まえ、運用改善に必要な規定類の改定を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上評価制度の運用改善に必要な規定類を改定したか。
	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけを検討する。(Ⅲ) 使用施設等を対象とした意見交換会を必要に応じて行うとともに、事例集を作成することで、規制要求に対する理解の促進に継続的に取り組む。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> IRRS アクションプランの策定を通じて規制制度の見直しのコンセプトを示すことができたか。【再掲】 使用者等からの質問に対して、適切に対応するとともに、必要に応じて意見交換会や事例集を公開・更新等を実施し、理解の促進に取り組むことができたか。

③廃止措置等施設の状況に応じたグレーデッドアプローチを適用した審査・検査を検討する。	・施設の廃止措置の進捗状況に応じたグレーデッドアプローチの適用を整理し、廃止措置中の施設に対する審査基準等の見直しを検討する。 (Ⅲ)	・廃止措置中の施設に対する審査基準等の見直しのための課題を整理できたか。
④リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた研修などに取り組む。	・リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた取組を進める。(Ⅱ)	・リスク情報活用に関する研修教材の作成及びそれを用いた試行的な研修を実施できたか。 ・研修効果の確認、課題・改善点の抽出等を行ったか。
	・検査官の理解増進のため、リスク情報活用に関する教育訓練、研修等を着実に実施する。(Ⅰ)	・リスク情報に関する検査官の理解が進んだか。リスク情報活用に関する教育訓練、研修を実施できたか。

(4) 建替原子炉や地層処分等の新たな規制ニーズに対応できるよう、事業者の取組状況や国内外の最新知見を踏まえ、必要な規制の検討、整備を進める。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①建替原子炉等の新たな規制ニーズに対応するため、事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。	・建替原子炉について、事業者等との意見交換を行い、規制上の取扱いに係る議論に供するよう規制上の論点等を整理する。(Ⅲ)	・建替原子炉について、事業者との意見交換を行い、規制上の論点等を整理するとともに、規制上の取扱いについての考え方を示すことができたか。
	・福井県クリアランス集中処理事業に関して、クリアランス審査基準の改正に必要な作業を進める。(Ⅱ)	・クリアランス審査基準の改正に必要な作業を実施できたか。
②地層処分に係る規制に関して、閣議決定(特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針)等を踏まえ、安全研究の推進など必要な対応を進める。	・令和6年12月25日に了承した安全研究計画に基づき、地層処分の安全確保に向けた研究を開始する。(Ⅱ)	・安全研究計画に基づいて令和7年度に計画されている研究を実施し、計画通りの成果を得たか。
③60年超の運転を前提とした長期施設管理計画の申請に備え、国内外の最新知見を収集し、必要に応じ規制基準等の見直しを検討する。	・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集する。(Ⅱ)	・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集し、整理できたか。

<p>④AI、AMT 等の新たな技術の開発動向について、国内外の調査を行い、規制への取り入れについてその要否も含め必要な検討を進める。</p>	<p>・今後の規制活動に資するよう、新たな技術の開発動向の変化を敏感に捉えて、継続的に対応できる仕組みの構築も含め、国内外の情報収集を行っていく。(Ⅲ)</p>	<p>・情報収集に係る新たな体制や仕組みを構築したか。 ・AI、AMT 等の新たな技術に係る産業界での取組状況等について情報・知見を収集するとともに、国内産業界で具体化の進んでいない新技術を含め、国際的な動向等の情報収集に努めたか。 ・調査の結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告を行い、情報の取扱いについて検討を行ったか。</p>
<p>⑤核融合や医療分野の放射性同位元素に係る研究開発など、放射線障害の防止に係る規制に関連し得る動きについて、関係省庁の利用等に向けた検討状況等を踏まえ、必要に応じて今後の規制における対応を検討する。</p>	<p>・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、放射性同位元素の規制の在り方について検討する。(Ⅱ)</p>	<p>・関係省庁の動向を正確に把握し、適切な検討を実施したか。</p>

(5) 外部の技術支援機関 (TSO) や大学等による支援の強化やこれらの機関を始めとした外部組織との連携を含めた研究環境の整備・研究体制の強化により、技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究等を推進し、規制課題を解決するために必要な知見の創出や提供を行う。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
<p>①「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(規制上の課題)を踏まえた安全研究を着実に進行。また、国際共同研究を積極的に活用する。</p>	<p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和7年度以降の安全研究に向けて)を踏まえた安全研究を着実に進行するとともに、それらの成果を取りまとめる。(Ⅰ)</p>	<p>・必要な知見を蓄積するため、安全研究の実施に必要なプロセスを着実に進行し、取りまとめたか。 ・NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。</p>
	<p>・国際共同研究へ参加し、原子力施設等の安全性に関するデータや知見を効率的に取得するとともに、国際動向に係る情報収集を行う。(Ⅰ)</p>	<p>・OECD/NEA 等の拠出金事業を通じて、国際共同研究に参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行ったか。</p>
	<p>・研究テーマの適切性、成果の信頼性などを向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(Ⅱ)</p>	<p>・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、論文の採択率の向上を目指すなど、安全研究の質を高める取組を行ったか。</p>

<p>②新たな技術の開発動向等を注視しつつ、将来の安全研究につながる調査・研究を実施する。</p>	<p>・適時適切な規制活動への反映を目指し、国内外の情報収集活動により得た、新たな技術の開発動向（次世代炉、AI、最新の安全技術等）や原子力規制に対する国内外の最新知見を収集するとともに中長期的な安全研究の課題を検討する。（Ⅲ）</p>	<p>・必要な課題を特定して積極的な情報収集を行い、技術基盤グループにおける連絡会等で共有し、中長期的な安全研究の課題を検討したか。 ・最新の技術動向を踏まえ、将来の安全研究につながる調査・研究を若手研究職中心に自発的に実施したか。</p>
<p>③安全研究や審査支援を通じて得られた規制の改善に資する知見等を取りまとめた上で関係部署に提案する。</p>	<p>・安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等を活用し、技術支援を行い、さらに規制との関連を整理・分析した知見等を必要に応じて、関係部署に提案する。（Ⅰ）</p>	<p>・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援やその他情報提供等を行ったか。 ・安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等について、規制との関連を整理・分析し、必要に応じて技術文書として公表又は原子力規制庁内の関係部署への共有や提案を行ったか。</p>
<p>④外部 TSO である JAEA・QST や大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。</p>	<p>・将来的な規制課題に対応できるよう、補助金事業や共同研究を通じて、大学や JAEA 等における人材面及び設備面など等での技術基盤の強化を図る。（Ⅱ）</p>	<p>・補助金事業を実施するとともに、補助事業者である大学や JAEA 等と定期的なコミュニケーションを図ることで、原子力安全の研究能力の強化、具体的には、人材育成及び設備整備をはじめとする基盤構築に寄与したか。 ・また、大学や JAEA 等と規制課題を踏まえたテーマで共同研究を実施したか。</p>
	<p>・ JAEA と人材交流を行うとともに安全研究計画策定や成果の共有及び規制への活用に関して定期的な意見交換を進める。（Ⅱ）</p>	<p>・ JAEA との人材交流や意見交換により、内部 TSO である技術基盤グループと外部 TSO である JAEA との連携強化と意思疎通を図ったか。</p>
	<p>・外部 TSO との定期的な意見交換の場を設定し、原子力災害対応の取組等に関する着実な相互の意思疎通及び連携強化を図る。（Ⅰ）</p>	<p>・意見交換の場において、具体的な情報提供を互いに行うとともに、外部 TSO との連携強化につながる工夫を講じたか。</p>
<p>⑤研究に係る事業者との意見交換を実施し、原子力安全に関する共通の研究課題に協働で取り組む。</p>	<p>・事業者との安全研究及び研究開発に関する技術的意見交換を継続的に実施し、共通の研究課題・活動について検討する。（Ⅲ）</p>	<p>・リスク情報活用の一環としての人間信頼性解析や地震 PRA、長期運転に伴い顕在化する可能性のある経年劣化事象について、事業者等と情報共有及び意見交換を実施することにより、これらの分野における共通の技術課題を整理できたか。</p>

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 国内外の技術と知見を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制制度とその運用を改善し、関係機関との連携を強化することで、セキュリティの観点から国内で重大な事象を発生させない。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画（案）	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る審査や検査を、現場の実態を踏まえつつ厳正かつ適切に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査（原子力規制事務所による日常検査を含む）について、検査ガイド等に基づき、検査計画どおり実施したか。 核物質防護規定の審査について、面談等により審査における論点を事業者と明確に共有するなどし、事業者が予見性をもって対応できるように進めたか。 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、原子力規制検査を通じて事業者の改善状況の確認を実施したか。 ○原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、重点項目に基づく検査を実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に基づく検査について厳格に実施するとともに、定期的に原子力規制委員会に報告したか。
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制事務所と本庁 PP 部門の連携を緊密に行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁 PP 部門の管理職等が原子力規制事務所の業務状況を直接確認し、原子力規制事務所における核物質防護に係る規制業務推進上の課題を把握したか。 原子力規制事務所による監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項等の情報をチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所との連携を深化できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る立入検査を厳正かつ適切に行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。

②国際原子力機関 (IAEA) の国際基準、IPPAS ミッションの勧告・助言、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制をより実効的なものに改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、年度内に優先度を付けて課題を抽出し、必要な改善策の検討を行うことができたか。 優先度の高い課題につき規則や審査基準等の見直しを行うことができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の情報システムセキュリティ対策の強化に資するため、現行の審査基準を適用して行われる審査・検査を通じて得られた知見を収集し、今後の課題について検討する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉施設及び再処理施設(以下「当該施設」という。)の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準について、今後改善すべき課題を整理することができたか。 当該施設以外の原子力施設の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準を改正する場合の論点を整理することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討を進める。(Ⅱ)【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。 作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。【再掲】
	<ul style="list-style-type: none"> 特定放射性同位元素の防護に係る規制の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会で了承された IPPAS 助言事項への検討を具体化したか。
③核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る本庁及び原子力規制事務所の人員の充実・強化、業務支援システムの整備に継続的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させるほか、業務支援システムの継続的な改善に取り組む。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制事務所の核物質防護対策官の人員配置・統合運用を検討し、体制強化を実現したか。 核物質防護対策官の意見を取り入れながら、検査登録システムの改善に取り組んだか。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定放射性同位元素の防護に係る人員の体制強化を実施する。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> IPPAS の助言を踏まえ、人員の体制強化について検討し、適切に実施したか。
④近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威を関係省庁と連携して検討し、その結果を核物質防護に係る規制に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> 近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威のうち優先度の高いものについて、関係省庁との検討を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威について、年度内に検討を進め、核物質防護に係る規制の見直しを行うことができたか。

⑤核物質防護に関わる省庁との連携を強化しながら、様々な脅威・シナリオを想定した訓練を実施し、事案対処能力の向上を図る。	・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(Ⅱ)	・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、核物質防護と原子力安全の連携などについて検討し、抽出した課題に対し、改善策を立案し、訓練等でその有効性を確認することができたか。
	・核物質防護訓練について、治安機関等と連携を強化し、事案対処能力の向上を図る。(Ⅱ)	・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、年度内に治安機関等と連携した訓練を実施し、改善点等を抽出できたか。 ・抽出された改善点について、次年度の訓練計画等に反映できたか。

(2) 保障措置活動の大幅な増大に対応するため、国内の保障措置体制を強化し、国内の核物質が核兵器等へ転用されていないことを国内外へ示すことで原子力の平和利用に貢献する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①保障措置拡大結論を毎年継続的に維持し、国内の核物質が核兵器へ転用されていないことを確保するため、日々の保障措置検査等の検認活動や、IAEA との協議等に確実に対応する。	・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行し、IAEA との協議等に確実に対応する。(Ⅰ)	・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令に基づく保障措置検査を実施し、IAEA との協議(年次会合等)に確実に対応したか。
	・今後保障措置活動の増大が見込まれる、六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工等の動向をフォローしながら、IAEA との技術的協議等に適切に対応する。(Ⅲ)	・日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設の動向を踏まえ、OSL バックアッププランや大型 MOX 燃料加工施設への査察機器搬入等の技術的協議を進展させたか。
②日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工が予定され保障措置活動や IAEA との技術的協議の大幅な増加が見込まれていることも踏まえ、こうした保障措置活動に確実に対応するために体制を拡充する。	・今後の保障措置活動の増大に対応するため、国内の保障措置体制強化を検討する。(Ⅲ)	・保障措置部門の体制強化について検討を前進させられたか。

③国内における保障措置の着実な実施のため、指定機関が行う検査、分析及び情報処理等の業務運営に係る適切な指導・監督を行い連携を強化するとともに、指定機関制度のあり方を含め、我が国の保障措置活動の体制の強化について検討する。	・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、指定機関との連携を強化する。(Ⅰ)	・指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、保障措置の実施にあたり指定機関との意思疎通や情報共有を進展させたか。
	・今後の保障措置活動の増大に対応するため、指定機関制度のあり方を含め、国内の保障措置体制強化を検討する。(Ⅲ)	・指定機関制度のあり方を含め、保障措置部門の体制強化について検討を前進させられたか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェイスにおける取組を適切に実施するとともに、継続的に改善することで、3S間の相互影響等に適切に対応する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
		「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
①原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整に係るルールを着実に運用するとともに継続的に改善する。	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイス調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(Ⅰ)	・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について、情報の共有を緊密に行うためのツールを活用し、ルール及び運用の改善を図れたか。
	・原子力規制事務所の検査官及び核物質防護対策官による日常検査等や査察官による保障措置検査等を通じ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置間の相互影響を検出し、本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る部署並びに原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(Ⅰ)	・本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る部署並びに原子力規制事務所間で緊密な連携が図れたか。その中で共有された課題等について、関係者間で検討を行えたか。
②セキュリティバイデザインや NMAC の観点から、核セキュリティと原子力安全及び保障措置との更なる連携のあり方について検討を進める。	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互連携に必要な知識や観点を、実務担当者へ浸透させる。(Ⅰ)	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の担当者に対し、それぞれの業務内容や相互影響に係る教育を実施したか。
	・核セキュリティと原子力安全の更なる連携のあり方の検討に資するために、設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)に関する事業者との議論を進める。(Ⅱ)	・設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)について、事業者との意見交換を実施したか。

	<ul style="list-style-type: none">・核セキュリティと保障措置の更なる連携のあり方の検討の一環として、核セキュリティのための核物質の計量及び管理 (NMAC) について、導入可能性の検討を進める。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none">・NMAC によって得られる実益とその導入の実現可能性について判断材料を得ることができたか。
--	---	--

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制を厳正かつ適切に実施することにより、安全及びセキュリティの観点から重大な事象を発生させない。また、規制手法の継続的な改善に取り組むとともに、同発電所のリスクの所在を把握した上で、東京電力が安全を確保しつつ着実に廃炉を進めるよう指導する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。(I) 改正した実施要領に基づき、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。また、トラブルが発生した場合は適切かつ迅速に対応する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画の変更認可申請に対する審査について公開されている1F技術会合の場を活用するなど、滞りなく、厳正かつ適切に審査を実施したか。 令和5年度から連続して発生したトラブル事案等を踏まえた東京電力による改善状況の確認を含め、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 トラブルが発生した場合は、適切かつ迅速に対応できたか。
②審査・検査の運用実績を踏まえ、施設状況の変化やリスクに応じたグレーデッドアプローチの考え方をより一層反映して審査・検査の制度を改善していく。	<ul style="list-style-type: none"> 1F実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について検討を進める。(II) 令和7年度から実施する原子力規制検査の手法の導入については、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用する。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの審査実績を踏まえた実施計画の記載事項や1FにおけるLCOの考え方などを盛り込んだ実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について、公開の会合である特定原子力施設監視・評価検討会や特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合等で東京電力や外部有識者と議論しつつ、検討を進め、原子力規制委員会に付議できたか。 令和7年度から実施する原子力規制検査の手法の導入について、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用し、品質マネジメントシステム及び廃炉プロジェクトマネジメントに関して横断的な視点による監視を行うことができたか。また指摘事項があった場合は重要度評価および深刻度評価を実施し、重要度評価によって「追加対応あり」となったものに対しては追加的な対応を実施することができたか。
③特定原子力施設監視・評価検討会等により、廃炉作業の進捗及びリスク低減状況を監視するとともに、中期的リスクの低減目標マップに記載	<ul style="list-style-type: none"> 中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組や、特に時期を定めて達成すべきとしている目標に対する取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行ったか。

<p>の目標達成状況を定期的にフォローし、リスクの高止まりが懸念される場合など必要に応じて東京電力に対し指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、中長期的な観点で東京電力の取組を監視するとともに、必要な助言・指導等を行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 水処理二次廃棄物の固化方法検討に向けた取組、瓦礫等の濃度評価方法検討に向けた取組、建屋解体に係る汚染調査、固化や濃度管理への移行のために必要な分析が着実に進捗するように技術面や規制制度の観点から監視・指導することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保策のあり方について、NDF 及び東京電力と 1F 技術会合の場で議論を進める。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保策のあり方について、NDF 及び東京電力と 1F 技術会合の場で技術面や規制制度の観点から議論を行えたか。 NDF 及び東京電力からの燃料デブリ本格取り出しに関する議論を踏まえ、必要に応じて、安全確保の考えを示すことができたか。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析を進め、得られた知見を国内外に発信するとともに、必要に応じて規制に反映する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
		「◎」: 定量及び定性指標 「○」: 定量指標 「・」: 定性指標
<p>①国内外の外部専門家を活用した東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を継続し、必要に応じて得られた知見を規制に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会、専門家や外部機関との協力等により事故分析を進め、1号炉 IC に関する分析や1号炉シールドプラグの変位等の事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。また、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図る。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか。 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。 専門家や外部機関との協力について、委託等研究を通して成果を出すことができたか。また、予算を適切に運用することができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制対応の要否について検討する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制上の取扱いに係る検討を進めることができたか。
<p>②国際会議への参加等を通じて、事故調査・分析で得られた知見を国内のみならず海外へ発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故調査・分析の検討内容について、日本原子力学会やFACE 会合等へ参加し、積極的に国内外に発信する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか。

(3) 福島県を中心とするモニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく情報発信する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①福島県を中心とする陸域及び海域において、これまでの放射線モニタリング結果を踏まえた最適なモニタリング体制を構築するとともに、モニタリングデータの科学的評価も含め、総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境一般のモニタリングや、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域等のモニタリングを実施する。また、その結果を取りまとめ、科学的な評価を実施する。(I) ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金や福島再生加速化交付金を通じて福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援する。また、これらの交付金について、福島県等と調整を行い、効果的かつ効率的に事業を実施させる。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調整会議の下、総合モニタリング計画に定められた項目の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施するとともに、新たに科学的評価をする体制を構築し、評価を実施できたか。 ・関係省庁や地方公共団体との調整の下、福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援するための交付金を、事業が効果的・効率的に実施されるよう交付内容の精査を行い、的確に交付できたか。
②IAEA 及び関係省庁と連携し、福島県を中心とするモニタリングに関する状況を国内外に的確に発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合モニタリング計画」に基づき実施したモニタリングの結果を分かりやすく遅滞なく公表する。(I) ・海域のモニタリングについて、IAEA の枠組みの下で実施される分析機関間比較や追加的モニタリングに、関係省庁と連携して対応する。(I) ・IAEA レビューミッションで指摘されたモニタリングデータの一元化やIAEAの海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を行えるようシステムの改修を進める。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストについては、取得したデータを放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)において常時公開できたか。 ・解析を必要とするモニタリングについて、解析終了後速やかに公表できたか。 ・モニタリングの結果を、マップやグラフを用いて情報発信したか。 ◎IAEA による分析機関間比較(ILC)及び追加的モニタリングがそれぞれ1回以上実施されるよう、関係省庁との必要な調整を行えたか。 ・令和7年度中にモニタリングデータの一元化に資する現行データベースの改修を完成させられたか。 ・IAEAの海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を実現するため、関係省庁等の公表データのデータベースの自動取り込み方法の検討を行うとともに、IAEAへのデータ伝送方式についてIAEAとの合意を得ることができたか。

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

- (1) 国際放射線防護委員会（ICRP）等からの最新の知見の取り入れについて、放射線審議会における審議を着実に進め、必要に応じてその内容が関係法令等に反映されるようにする。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>①放射線障害防止に関する技術基準の斉一化を図るため、放射線審議会を着実に運営するとともに、放射線審議会において、自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方、内部・外部被ばくに関する実効線量係数等の見直しを行うなど、ICRP2007年勧告・IAEAの文書等の国内外の新たな知見等を踏まえた報告書、技術指針等の策定・更新を進める。</p>	<p>・放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、ICRP2007年勧告・IAEAの文書の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。（Ⅰ）</p> <p>・自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方、外部・内部被ばくに関する実効線量係数等の見直し、航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理に関して、一定の成果を取りまとめる。（Ⅱ）</p>	<p>・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有を行うため、審議に資する資料の作成など、放射線審議会の定期的な開催のための準備を行ったか。</p> <p>・放射線審議会での審議内容を適切に反映して報告書等の作成に向けた検討を着実に進め、放射線審議会の審議に資する資料を作成したか。</p>

- (2) 原子力規制委員会の危機管理体制について即応性を維持するとともに、緊急時対応能力の継続的維持・向上を図り、原子力施設等において事故・トラブルが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。また、原子力事業者の危機管理体制の強化を促すとともに、原子力災害医療体制の充実・強化を図る。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
<p>②原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦に係るモニタリングにおける異常値の検出等が発生した場合には、迅速かつ確かな初動対応を確実に実施する。</p>	<p>・原子力施設等における事故トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦における原子力災害の対応等が発生した場合に、原子力施設等の状況把握、関係機関への情報提供等の初動対応を迅速かつ確かなで行う。（Ⅰ）</p>	<p>・実発災時や訓練等において、宿日直要員等はマニュアルを活用し、迅速かつ確かな初動対応を行ったか。</p> <p>・実発災対応や訓練等を通じて得られた、初動対応における新たな知見、改善点について、適切にマニュアルに反映できたか。</p> <p>・宿日直要員等の教育・訓練について、実発災対応等を踏まえて、必要に応じ見直しを行ったか。</p> <p>・初動対応時に必要なインフラの整備、管理を適切に行ったか。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直体制のあり方について、実発災対応等を踏まえて、必要に応じ改善を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の情報発信について、発信対象者を適切に把握し、迅速に正確な情報発信を行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、ミサイル発射などといった緊急時において、迅速に正確な情報発信対応ができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・米国原子力艦寄港時に異常値が検出された場合には原因調査等の初動対応を実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な値が検出された際に2時間以内を目途に原因調査等の初動対応に着手できたか。
③地震等との複合災害、シビアアクシデント、複数施設同時発災、輸送時の事故など多様な原子力災害を想定した各種教育・訓練を通じ、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教育・訓練を通じて緊急時対応要員の能力の維持向上を図る。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえて、各機能班に共通する訓練・研修を示し、それぞれの訓練研修参加計画を管理したか。 ・オンサイトとオフサイトの間の組織的連携の強化に資するオンオフ連携訓練や、委員、幹部が参加する意思決定に係る机上訓練等を実施したか。 ・緊急時対応要員の能力の維持・向上の観点から、ERCプラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオの高度化の検討を行うとともに、当該シナリオに基づく事業者防災訓練に接続してERCプラント班等の訓練を実施したか。
④訓練や実働経験を踏まえた対応手順、要領等の継続的改善を図り、その結果を関連するマニュアル等に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、実動での対応等を踏まえ、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行う。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力総合防災訓練、事業者防災訓練などの実績、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの検討内容及び地震や事故トラブル発生時の実動での対応を踏まえ、改善策を検討したか。 ・上記検討を踏まえて、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行ったか。
⑤放射性同位元素等に係る事故に対応する関係省庁との連携や関連する人材等の確保等に係る取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等に係る事故について関係省庁への情報提供等を行い、事故時の対応に係る人材等の確保等に係る研修等を実施する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁への情報提供や事故対応の人材確保研修を遅滞なくかつ漏れなく実施したか。
⑥緊急時対応で活用する情報システムの維持管理を行い、緊急時対応等の活動の際に、迅速かつ的確に情報収集・共有できる環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークシステムの保守事業者及びオフサイトセンター等の維持管理事業者並びに緊急時ネットワーク監視センターから報告されるシステムの不具合について、保守事業者と連携し関係機関との調整の上、遅滞なく対応できたか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・次期（第4次）統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年中のシステム完全切替えに向け、更改を確実に実施し、安定的な運用を実施する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークシステムの更改を令和7年10月末までに実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、軽水炉1基の設備更新等に係る改修を実施する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策支援システムの稼働状況や原子力施設からのデータの受信状況を常時監視する体制を維持し、不具合発生時は保守事業者や原子力事業者と連携し、遅滞なく対処できたか。 ・令和7年度末までに原子力事業者側の設備更新に合わせた緊急時対策支援システムの改修ができたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・次期原子力防災システム(NISS)については、緊急時対応における情報収集・共有の課題解決について検討を行い、令和8年度の構築準備を行う。（Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応における情報収集・共有の課題解決の検討結果を反映した要件定義を策定し、令和7年度末までに調達手続きを行えたか。
⑦原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応するため、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員、原子力災害医療派遣チーム、線量評価等を行う専門人材等の確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺被ばく線量モニタリング測定要員を確保するため、要員の養成に必要な研修の簡素化・効率化を進める。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の簡素化・効率化を進めるために内閣府原子力防災担当や立地道府県等との調整を実施したか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療派遣チームについて、線量の指標に係る考え方の整理等を行うとともに、DMAT 等其他の医療チームが安心して活動できる環境整備を行う。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・線量の指標に係る考え方の整理に向けて、厚生労働省等と具体的な調整を実施したか。また、他の医療チームの活動支援として、放射線防護に関する学習コンテンツを作成できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・線量評価等を行う専門人材等について、高度被ばく医療支援センター間の連携を促すと共に、研修や訓練を通じた人材育成を進める。（Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての高度被ばく医療支援センターにおいて、研修や訓練により、一定の品質で染色体検査が実施できるようになったか。
⑧原子力事業者の防災体制の構築や緊急事態対応能力向上を目的とした訓練の実施のために原子力事業者へ適切な助言・指導等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者防災訓練の助言・指導に用いている訓練評価指標及び「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」について、前年度の実績を踏まえ改定する。（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練評価指標の改定の要否を検討したか。 ・「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」の改定の要否を検討したか。 ・改定を要する場合、その内容を訓練報告会及び原子力規制委員会で報告したか。

	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者の緊急時対応要員の緊急時対応能力の向上の観点から、多様なシナリオによる訓練の実施等、事業者防災訓練のシナリオの更なる高度化を図る。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ERC プラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオについて、以下の要素を考慮しているか。 <ol style="list-style-type: none"> 地震・津波との複合災害 複数施設同時発災と報告輻輳 炉心損傷、ベント等のシビアアクシデント 訓練が原子力事業者防災計画に定めるとおり実施されたことを確認し、評価を実施したか。
--	--	--

(3) 原子力災害対策指針の継続的な見直しに取り組む。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点 「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、緊急時モニタリングや防護措置全般について事故時に十分機能させるための課題を洗い出し、指針に定められた防護措置の運用等の具体化を図るなど、原子力災害対策指針や関連文書を継続的に改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の運用に関する社会の理解がより深まるよう、関連文書の充実化等の取組みを進める。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に検討チーム報告書で指摘された事項について、委員会での議論も踏まえ、原災指針改正等の具体的な取組を実施したか。 屋内退避に対する住民の理解促進に繋がる説明を行うなど、自治体等から寄せられた要望・意見を踏まえた活動を行ったか。
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の防護戦略の課題の洗い出しを行い、その課題の解決方針を策定する。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に JAEA と協力して洗い出した課題等をまず整理し、実際の事故の際に十分に機能する運用の具体化に資する取組を実施したか。
	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議における知見の発信だけでなく、そこで得た海外の最新動向等を踏まえ、我が国の原子力災害に関する制度の改善に資する取組を実施したか。
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針補足参考資料等について、防護措置を機能させるための課題を検討し改善を行う。(II) 	<ul style="list-style-type: none"> 課題について検討し、必要に応じて原子力災害対策指針補足参考資料等の改訂等を行ったか。

②緊急時において適切なタイミングで防護措置が実施されるように、緊急時活動レベルについて施設の特性を踏まえて見直しを検討する。また、施設のリスクを適切に踏まえた冷却告示の運用となるよう、その見直しを検討する。	・ 実用発電用原子炉及び日本原燃再処理施設に係る緊急時活動レベル（EAL）について、課題整理に基づき改定の方向性及びスケジュールを検討し、個別課題毎に具体的な細部検討に着手する。（Ⅲ）	・ 実用発電用原子炉に係る EAL について、課題毎に優先度を設定し、優先度の高い課題について具体的な検討に着手したか。 ・ 日本原燃再処理施設の EAL について、段階的な検討ステップを設定し、最初のステップの検討として全面緊急事態として判断すべき事象の特定等に着手できたか。
	・ 冷却告示について、対象となり得る施設のリスクを確認し、適切な判断を行い 告示に指定する。（Ⅱ）	・ 冷却告示について、リスクを確認し、指定を行ったか。 ・ 冷却告示について、必要に応じて同告示の指定要件の見直しを検討したか。
③原子力災害時における住民の被ばく線量の推定について、東京電力福島第一原子力発電所事故での経験を踏まえ、推定の方法や必要な情報等の整理、実用的な推定手段の検討を進める。	・ 包括的な線量評価に用いるべきデータについて、その入手可能性、誤差や不確実性などの整理を行い、今後の体制整備に必要な概念整理を行う。（Ⅱ）	・ 線量データや行動記憶など包括的な線量評価に必要なデータを整理し、線量推定手法について専門家による一定の合意形成が成されたか。

（４）より強靱で機動的なモニタリング体制を構築し、原子力施設周辺を始めとする全国の放射線に関する状況を国民に分かりやすく情報提供する。

施策目標	令和7年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
		「◎」：定量及び定性指標 「○」：定量指標 「・」：定性指標
①関係道府県と連携し、平時及び緊急時における原子力施設周辺の放射線モニタリング体制の整備を行うとともに、分かりやすい測定結果の情報発信を実現する。	・ 原子力発電施設等の周辺における放射線モニタリングについて、放射線監視等交付金を通じて、立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制を整備する。（Ⅰ）	・ 原子力発電施設等の立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制整備が効率的・合理的に行われるよう交付内容の精査を行い、的確に交付金を交付できたか。
	・ 原子力規制事務所において、関係機関と緊急時モニタリングについての調整等を行うとともに、配備しているモニタリング資機材（モニタリングカーを含む。）の点検、更新等を実施する。（Ⅰ）	・ 緊急時モニタリングに必要な体制・資機材を、EMC 運営要領に基づき維持できたか。
	・ 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査を実施する。（Ⅰ）	・ 原子力事業者の申請に基づき、放射線測定設備の検査を実施し、原則として検査終了後 30 日以内に検査終了済証を交付できたか。
	・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）を確実に運用し、わかりやすい測定結果の情報発信を行う。（Ⅰ）	○RAMIS を稼働率 99.9%以上で稼働できたか。 ・ 運用保守事業者との定例会議等において日々の課題を把握し、対応を遅滞なく行うことで、適切にシステムの維持・管理ができたか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度からの運用開始に向け、クラウド化も含めた次期 RAMIS の構築を進める。(Ⅱ) ・放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP) の整備を令和7年度末までに行う。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度から次期 RAMIS が運用開始できるようになったか。 ・放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP) への移行を令和7年度末までに完了したか。
②先進的モニタリングシステム構想を推進することで、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的モニタリングシステム構想の推進に向け、航空機モニタリングの運用技術の高度化や、新たなモニタリング技術の開発等を進める。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○試験運用を含め、4地域で航空機モニタリングを実施したか。 ・マルチコプターの活用、プルーム観測手法等の新たなモニタリング技術開発、実証段階にある LPWA の実装について、先進的モニタリングシステム構想のスケジュールに基づき進められたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術の活用を常に模索し、構想の内容を充実させていく。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的モニタリングシステム構想に新規技術を取り込むことができたか。
③環境放射線モニタリングプラットフォーム (仮称) に関係道府県が維持管理している環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化を進め、放射線に関する状況の情報提供の環境を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に関係道府県とのクラウド利用による接続を開始できるよう、令和7年度末までに次期放射線モニタリング情報共有・公表システム (RAMIS) の機能を含んだ放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP) の構築を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に関係道府県とのクラウド利用による接続を開始できるよう、システムに係る設計・構築及び関係道府県との調整が進められたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・RAMP について、令和8年度移行候補自治体の環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化の検討を進める。(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負事業者との設計会議を通して令和8年度移行候補自治体の要件をシステムに効率的に反映させるための内部設計を行えたか。 ・令和8年度移行候補自治体の更動物量を把握し放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP) 改修準備と移行計画策定を完了できたか。
④放射線測定・分析に関する規程等の整備や緊急時モニタリングに係る訓練・研修による人材育成を通じて、平時及び緊急時におけるモニタリング体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能測定法シリーズの改訂等を進める。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射能測定法シリーズを2種改訂等できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修や、緊急時モニタリングの実効性向上のための各種研修・訓練等を実施する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修を、地方公共団体の要望を踏まえのべ10回以上実施できたか。 ○緊急時モニタリングの実効性向上のための研修を24回実施できたか。また、EMC 訓練を13回実施できたか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) において、これまでの業務を見直し業務の適正化を図る。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上席放射線防災専門官の業務について、役割を拡充するなどの見直しを行うとともに、必要に応じて原子力規制事務所要領等を改訂できたか。
⑤国外で発生する原子力事象への対応を念頭に、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の水準に係るモニ	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の環境中の放射能の水準を把握するため、環境放射能水準調査を着実に実施し、公表する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストについては、取得したデータを RAMIS において 99.9% 以上の稼働率で公開できたか。 ・その他、前年度の調査結果について、6月を目途に HP にて公表できたか。

<p>タリングを実施し、平時及び事象発生時に的確な情報発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力事象発生時に我が国として必要な国内への影響評価のための放射線モニタリングを行えるよう、関係省庁における科学的にみて合理的なモニタリング体制の整備・維持を進める。(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁による国外原子力事象発生時の放射線モニタリングに必要な経費の精査を行い、的確に予算を配分できたか。
<p>⑥原子力艦寄港地において、モニタリング体制整備を進めるとともに、平時（原子力艦寄港時を含む。）及び緊急時においてモニタリングを実施し、測定結果に関する情報発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力事象発生時に、環境放射能水準調査の枠組みを活用・強化したモニタリングを行うとともに、関係省庁と連携し、適切なタイミングでわかりやすい情報発信を行う。(Ⅰ) ・ 米国原子力艦寄港地において、放射線モニタリングに必要な測定体制を維持し、放射線モニタリングを確実に実施し、遅滞なく公表する。(Ⅰ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力施設等の事故発生時等の対応に関するマニュアル更新等を通じて即応体制を維持したか。 ・ 実際に事象が発生した際には、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に対応できたか。 ・ 原子力艦寄港地におけるモニタリングポストについては、取得したデータをRAMISにて常時公開できたか。 ・ 原子力艦寄港時の放射能調査結果を毎日HPにて公表できたか。

原子力規制委員会の令和7年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること。

施策：令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に示すとおり※

※なお、政策評価実施単位については、I.～V.の項目ごととする。